

令和4年第5回美幌町議会定例会会議録

令和4年6月21日 開会

令和4年6月23日 閉会

令和4年6月21日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 一般質問
- | | |
|-----|-------|
| 2番 | 藤原公一君 |
| 12番 | 松浦和浩君 |
| 1番 | 戸澤義典君 |
| 5番 | 木村利昭君 |

○出席議員

- | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|--------|
| 1番 | 戸澤義典君 | 2番 | 藤原公一君 | |
| 3番 | 大江道男君 | 4番 | 高橋秀明君 | |
| 5番 | 木村利昭君 | 6番 | 伊藤伸司君 | |
| 7番 | 坂田美栄子君 | 副議長 | 8番 | 岡本美代子君 |
| 9番 | 稲垣淳一君 | 10番 | 古館繁夫君 | |
| 11番 | 上杉晃央君 | 12番 | 松浦和浩君 | |
| 13番 | 馬場博美君 | 議長 | 14番 | 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | | | |
|-------------|-------|----------------|-------|
| 美幌町長 | 平野浩司君 | 教育委員会会長 | 矢萩浩君 |
| 農業委員会
会長 | 千葉正美君 | 選挙管理委員会
委員長 | 松本光伸君 |
| 監査委員 | 高木清君 | | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 副町長 | 高崎利明君 | 総務部長 | 小室保男君 |
| 町民生活部長 | 関弘法君 | 福祉部長 | 河端勲君 |
| 経済部長 | 後藤秀人君 | 建設部長 | 那須清二君 |
| 病院事務長 | 但馬憲司君 | 事務連絡室長 | 志賀寿君 |
| 会計管理者 | 田中三智雄君 | 総務課長 | 斉藤浩司君 |
| 危機対策課長 | 弓山俊君 | 政策課長 | 沖崎寿和君 |
| 財務課長 | 吉田善一君 | 町民活動課長 | 佐久間大樹君 |
| 戸籍保険課長
選挙管理委員会事務局長 | 佐々木齐君 | 税務課長 | 松尾まゆみ君 |
| 社会福祉課長 | 水上修一君 | 保健福祉課長 | 中尾亘君 |
| 農林政策課長
農業委員会事務局長 | 橋本勝君 | 耕地林務主幹 | 伊藤寿君 |

みらい農業課長	午 来	博 君	商工観光課長	影 山 俊 幸 君
建設課長	森 口 尚 博 君	君	建築主幹	宮 田 英 和 君
環境管理課長	鶴 田 雅 規 君	君	上下水道課長	石 山 隆 信 君
病院総務課長	以 頭 隆 志 君	君	地域医療連携課長	高 山 吉 春 君
事務連絡室次長	横 山 聖 二 君	君	教育部長	遠 藤 明 君
学校教育課長	多 田 敏 明 君	君	学校給食課長	片 平 英 樹 君
社会教育課長	立 花 良 行 君	君	スポーツ振興課長	浅 野 謙 司 君
博物館課長	鬼 丸 和 幸 君	君	監査委員事務局長	遠 國 求 君
監査委員事務局次長	小 室 秀 隆 君	君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠 國 求 君	次 長	小 室 秀 隆 君
庶務係長	村 田 剛 君	庶 務 係	金 子 未 准 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第5回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番坂田美栄子さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る6月13日に、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和4年第5回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る6月13日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、専決処分の承認1件、人事案件2件、議案11件、意見書案10件、報告事項9件ほかであります。

本日6月21日、第1日目は、まず初めに町長から行政報告を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、藤原公一さん、松浦和浩さん、戸澤義典さん、木村利昭さんの4名を予定しています。

第2日目、6月22日は、前日に引き続き一般質問を行い、私、馬場博美、伊藤伸

司さん、坂田美栄子さん、岡本美代子さん、上杉晃央さんの5名を予定しています。

第3日目、6月23日は、前日に引き続き一般質問を行い、稲垣淳一さん、大江道男さんの2名を予定しています。

その後、議会運営委員会及び議会改革・活性化調査研究特別委員会より、事務調査結果報告があります。

その後、議案審議へと入り、同意第4号美幌町教育委員会教育長の任命についてから議案第42号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてまでの議案審議を行い、その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において意見書の提出を求める要請・陳情を14件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

特定非営利活動法人日本ウイグル協会からの中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書採択の陳情、一般社団法人北海道保険医会からの補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴

（児）者への支援拡充を求める意見書採択の陳情、女性スペースを守る会—LGBT法案における「性自認」に対し慎重な議論を求める会—からの女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書提出の陳情、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出の要請、北海道商工団体連合会及び農民運動北海道連合会並びに新日本婦人の会北海道本部からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書採択の要請、農民運動北海道連合会からの水田活用直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書採択の要請、美幌町農民同盟からの食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国

民への理解醸成を図る意見書提出の陳情、美幌地区連合会からの2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出の陳情、地方財政の充実・強化に関する意見書提出の陳情、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出の陳情、北見民主商工会からの消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択の陳情については、意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することにいたします。

なお、海事振興連盟からの国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書提出の陳情、辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会からの沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書提出の陳情、兵庫県井田敏美様からの中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書提出の陳情については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日6月21日から6月23日までの3日間とします。

審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から6月23日までの3日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、所用のため本日午後以降、千葉農業委員会会長、所用のため明日以降欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和4年第5回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に職員

の人事異動の発令についてであります。

去る4月1日、職員の人事異動の発令を行いました。今回の異動につきましては、畑地かんがい整備事業等の推進を図るために農林政策課に主幹職1名を、建設行政に係る諸問題に対応するため建設課に主幹職1名を配置したほか、脱炭素対策推進及び廃棄物処理施設整備事業等の推進を図るため環境管理課に担当職1名を、病院事務局体制の充実を図るため国保病院総務課に担当職1名を増員しました。

また、定年等による退職者の補充、長期在任者の配置替え、北海道との相互交流職員、新規採用並びに再任用に係る職員の発令を行った結果、全体で84名の人事異動となったところであります。

第2に御寄附についてであります。

去る5月16日、有限会社古館板金工業所様から70周年の節目に当たり、図書館及び学校図書館の図書購入に役立てていただきたいと100万円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第3に新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスの感染者数は、本年に入ってから感染力が強いオミクロン株の影響により全国的に感染が急拡大し、その後ゴールデンウィークの人流増加に伴い一時的に増加しましたが、現在は減少傾向にあります。

本町における感染者数の状況ですが、5月8日から5月14日までの7日間で41名、5月15日から5月21日までは71名の感染者が確認されております。

感染者を年代別に見ますと、全道平均では19歳以下が37.8%、20歳から49歳が43.8%と児童・生徒及び現役世代を中心に感染している状況となっており、本町におきましても美幌小学校で感染が拡大傾向となったため、5月13日から5月1

7日までの5日間を学校閉鎖とし、感染拡大防止策を講じたところであります。

3回目のワクチン接種状況につきましては、昨年12月から接種を開始し、5月15日現在の接種終了者は1万2,490人、接種率は72.7%となったところであります。

ワクチン接種を希望された方については、おおむね接種を終えたことから、民間診療所における個別接種は4月30日、集団接種は4月24日をもって終了いたしました。国保病院におきましては、引き続き接種体制を維持しているところであります。

4回目の接種につきましては、6月から医療従事者、7月には高齢者施設入居者と順に接種を進め、接種対象者の方につきましては、7月30日から実施する集団接種及び8月1日から実施する個別接種により接種していただくことで進めております。

集団接種につきましては、しゃきっとプラザを接種会場とし、8月6日から7日、8月13日から14日を除く毎週土曜日、日曜日に、個別接種につきましては、町内1病院、3医院においてそれぞれ実施する予定となっております。

引き続き、美幌医師会をはじめ、各方面の皆様との連携と情報共有を図りながら、早期に、そして、速やかに接種を行うことができるよう取り組むとともに、検査キットの配付による検査環境の充実、手指消毒や換気などの基本的な感染対策の徹底を図り、社会経済活動にブレーキをかけずに、感染拡大を抑えてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

第4に美幌町立国民健康保険病院の医師確保についてであります。

このたび、病院見学を終えた外科医師より、国保病院の常勤医師として、令和4年8月1日付で赴任したい旨の意思表示があったところであります。

採用を予定している医師は、和歌山県立医科大学卒業で、現在、外務省在タジキスタン大使館で参事官兼医務官として勤務されている松浦一郎医師、51歳であります。

松浦医師は、日本外科学会認定外科専門医、日本消化器内視鏡学会消化器内視鏡専門医の資格を有しており、採用後は外科医師として診療に当たる予定であります。

今回の採用により、令和4年8月から常勤医師7名体制で診療に当たりますが、今後も引き続き地域医療を守り、良質な医療サービスを提供するため、必要な医師確保に取り組んでまいります。

次に、御提案いたします議案等について、御説明申し上げます。

専決処分承認について。

承認第12号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第1号）については、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事務執行等のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第4号美幌町教育委員会教育長の任命については、矢萩浩氏が本年8月31日をもって任期満了となることから、引き続き矢萩浩氏を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

同意第5号美幌町教育委員会委員の任命については、小川慶子氏が本年9月28日をもって任期満了となることから、引き続き小川慶子氏を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第32号除雪グレーダ（サイドウイング付）については、見積り結果に基づき取得することについて、議案第33号各小中学校用電子黒板一式、議案第34号各中学校校務用端末一式については、それぞれ入札結果に基づき取得することについて、議決をいただきたいのであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

議案第35号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、田中・日並、古梅、駒生・登栄辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

規約の変更について。

議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、議案第37号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第38号北海道市町村総合事務組合格約の変更について、以上3件については、新規に加入する団体が生じたことから、規約の変更を行おうとするものであります。

条例の改正について。

議案第39号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定については、国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る対象年度の変更及び申請期限の特例を延長するほか、地方税法の改正に伴う所要の税条例の改正を行おうとするものであります。

議案第40号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、第1号被保険者保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る対象年度の変更及び申請期限の特例を延長するものであります。

議案第41号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定については、特定環境保全公共下水道の区域について対象区域を拡大し、美幌町公共下水道事業計画の変更を行ったことに伴い、排水区の面積を改正するものであります。

令和4年度一般会計補正予算について。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第2号）については、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業等の実施に伴う農林水産省の間接補助として7,459万1,000円

を、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う関連経費として4,501万4,000円などの増額を行おうとするものがあります。

報告事項について。

令和3年度予算繰越計算書3件につきましては、それぞれ年度内の予算執行が困難なことから、その全部または一部を令和4年度に繰越いたしましたので、御報告を申し上げます。

一般財団法人美幌みどりの村振興公社について、令和3年度の経営状況報告書の提出がありましたので、御報告を申し上げます。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君）〔登壇〕 おはようございます。

さきに通告しております、大きく3点について質問させていただきます。

まず、地方創生臨時交付金の活用について。

原油価格高騰・物価高騰への支援策について。

長引くコロナ禍に加えて、ウクライナ情勢をめぐるロシアへの経済制裁などにより、原油価格や物価の高騰の影響から生活者や事業者は、様々な分野で大きな負担を強いられております。

さらに、近年のウッドショックや円安の

影響で全ての物価が上昇し、特に低所得者は大きなダメージを受けております。

このような状況を踏まえ、政府は原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定いたしました。

この緊急対策では、自治体の事業を国が財政支援する新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充実し、自治体の判断で地域の実情に応じて様々な事業に活用することができることになっております。

美幌町として町民の暮らしを守るため、今回充実された新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金をどのように活用されるのかお伺いいたします。

次、大きく2点目。

障がい者支援及び弱者対策について。

一つ目、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知について。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から障がいの状況が分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを視覚で訴え、援助を得やすくなるよう作成されたものが、赤色で白十字マークとハートのデザインで表示されているヘルプマーク・ヘルプカードです。

このカードを見かけても、なかなか思いやりの行動に移すことが難しく、どのような声掛けや配慮が必要なのか、また、マークの意味が分からない人がいるのではないかと思います。

今後、ヘルプマーク・ヘルプカードの理解度を高めるため、周知の考えをお伺いいたします。

二つ目、町独自のヘルプカードの考えについて。

ヘルプマーク・ヘルプカードは何らかの障がいを持ち、外見では分からない方へも配布されております。

今回美幌町で導入された申込みバスもーびーは、自宅の固定電話等を使用し、家の近くのバス停までバスを呼ぶことができま

す。

しかし、病院やスーパーなどから自宅へ帰るバスを呼ぶ場合、携帯電話を持っておらず、意思疎通が苦手な子供や気兼ねしてなかなか人に頼むことが苦手な方は、病院の窓口やスーパーの従業員等にお問い合わせできないことも考えられます。

このような場合、申込みバス専用のヘルプカードがあれば、周りの方も手伝いがしやすくなると考えます。

例えば、携帯電話を持っていなくても、カードに行き先や名前の表示などがあれば、申込みバスも一びーが呼べるような配慮も必要であると考えます。

また、「買い物に困っています」などの言葉の壁にも応用性のあるヘルプカードがあれば、海外研修生の生活でもコミュニケーションをとることに役立つと考えますが、美幌町として独自のヘルプカードの導入の考えについてお伺いいたします。

三つ目、デジタル障害者手帳の導入について。

障害者手帳をお持ちの方より、「障害者手帳は紙製のため、すぐにぼろぼろになってしまう。また、手帳の形状から利用料の減免などで提示するのに抵抗を感じる」等の声をお聞きいたしました。

デジタル化が進む中、身近にあるスマートフォンを利用したミライロIDというアプリがあります。

障害者手帳の情報をスマートフォンに取り込むことで、公共機関や商業施設などでは、障害者手帳の代わりにスマートフォンを提示すると割引を受けられ、令和3年2月時点で、JRを含めた全国885事業者で導入されております。

紙の手帳を提示するより精神的負担が少なくなり、ぼろぼろになることを防ぐことができます。

紛失防止の効果も期待でき、気兼ねなく優待を受けられやすくするためにも、デジタル障害者手帳の導入の考えについてお伺

いたします。

大きく3点目になります。

不登校支援について。

一つ目、不登校児童生徒の支援について。

美幌町では不登校対策として、「教育相談室では、教員経験豊かな相談員が、いじめや不登校をはじめとした児童生徒の悩み、家庭での教育など幅広く相談を受けています」と、美幌町ホームページに掲載されており、広報等でも周知されております。

しかし、この相談窓口に相談したくてもできない人も中にはいるのではないのでしょうか。

家庭のプライバシーを相談したくない、いじめのことを先生に相談したら、陰湿ないじめが起こるなど、不登校には様々な心の問題も潜んでおります。

美幌町として、不登校の把握をどのようにされているのか、また、不登校児童生徒に対してどのような支援をされてきたのかお伺いいたします。

二つ目、アウトリーチ型家庭教育支援について。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や豊かな自立心の育成、心身の調和のとれた発達などを図る上で重要な役割を担う一方で、核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりも希薄化し、家庭を取り巻く環境が変化しております。

様々な問題を抱え、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭への対応の重要性が高まっております。

全国の様々な地域でも同じ悩みを抱え、それぞれの地域の実情に合わせ工夫を凝らし、支援がなかなか届きにくい家庭に寄り添い届けるアウトリーチ型の家庭教育支援の取組が進められております。

美幌町におけるアウトリーチ型の家庭教

育支援の取組についてお伺いいたします。

以上3点、質問いたしました。よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 藤原議員
の御質問に答弁いたします。

なお、不登校支援については、教育長から
答弁いたします。

初めに、地方創生臨時交付金の活用につ
いて。

地方創生臨時交付金を活用した原油価格
高騰・物価高騰への支援策についてであり
ますが、政府は、地方公共団体がコロナ禍
において、原油価格や物価高騰に直面する
生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情
に応じてきめ細やかに実施できるよう、コ
ロナ禍における原油価格・物価高騰対応分
を創設いたしました。

これにより、生活に困窮する方々の生活
支援や中小企業者等の事業者支援が可能と
なりますが、本町においては、臨時交付金
として1億1,412万1,000円の配分
があったところであります。

交付金の活用にあたっては、町民の生活
や町内経済の実態を調査・把握の上、効果
的な支援策を講じる必要があると考えてお
りますが、具体的な支援につきましては、
負担が増している生活者の現状や影響が懸
念される経済団体等との意見交換を踏まえ
た取組を検討し、適宜、議会の御承認をい
ただきながら、町民の暮らしと町内事業者
の活動を守るため、臨時交付金を有効に活
用してまいりますので、御理解のほどよろ
しくお願いいたします。

次に、障がい者支援及び弱者対策につ
いて。

1点目のヘルプマーク・ヘルプカードの
周知についてであります。美幌町では平
成27年度よりヘルプカードを作成し、配
布を開始しております。

その作成に際して、美幌町障害者自立支
援協議会での検討を経て行い、美幌町身体

障害者福祉協会をはじめ、民生委員児童委
員及び美幌町社会福祉協議会並びに美幌町
地域包括支援センターなどの支援機関にも
直接説明を行い、町ホームページ、町広報
紙、窓口での周知等を行ってきたところで
あります。

さらに、平成29年度からは北海道が作
成しているストラップ型のヘルプマークの
配布を合わせて行っており、現在まで、ヘル
プカード及びヘルプマークの両方をお持
ちの方を含め、65名に配付しているところ
であります。

今後につきましても、ヘルプカードやヘル
プマークを必要とする方への周知だけで
はなく、ヘルプカードやヘルプマークの意
味やそれを受ける際の行動についてなど、
受け手側への周知について、定期的に町ホ
ームページや町広報紙などを用いて周知を
行ってまいりますので、よろしくお願いい
たします。

2点目の町独自のヘルプカードの考えに
ついてであります。現在美幌町が発行し
ているヘルプカードには自由記述欄に「苦
手なこと・できないこと」及び「必要な支
援など」について記入することが可能とな
っておりますが、今後におきまして、活用
しやすいヘルプカードとなるようレイア
ウトを含め、内容について検討してまいり
ますので、御理解をお願いいたします。

3点目のデジタル障害者手帳の導入につ
いてであります。障害者手帳は法律に基
づき北海道が発行しているものであり、美
幌町が独自の手帳を発行することは考えて
おりません。

しかし、2019年の法改正により、障
害者手帳のカード化が可能になったところ
であり、北海道におけるカード化に関する
検討状況などについて注視しているところ
であります。

また、障害者手帳がカード化されること
で、カードとアプリの互換性を活用し、割
引や減免等を受ける際の証明として利用で

きる点など、アプリの活用方法についても研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 藤原議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、不登校児童生徒の支援についてであります。不登校児童生徒の定義は、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとされており、各学校において児童生徒の欠席理由を聞き取りした中で、不登校を把握しているのが現状であります。

不登校の児童生徒は全国的にも年々増加傾向にあり、美幌町においても令和2年度に17人であったものが、令和3年度では28人と増加しており、コロナ禍において休みが続き、生活リズムの乱れがきっかけになったことも要因と見られております。

不登校の児童生徒、その保護者に対しては、担任教諭からの電話連絡や家庭訪問の実施、教育相談室やスクールカウンセラーの相談につなげることなどで対応しております。

また、登校できない期間が長くなってしまうと、なかなか学校に行くことが難しくなってしまうため、教育相談室のサテライト教室により、悩みごと相談や学習、運動など児童生徒のサポートを実施しております。

中には、こちらから家庭訪問することや1人1台端末を活用し、サテライトで児童生徒と学校をつないで授業を受けるなど、支援を行っております。

不登校にならないためには未然防止が重要でありますので、日頃から児童生徒の積極的な見守りや声掛けを行い、相談活動に

つなげており、早期発見・早期対応のため、児童生徒の少しのサインを見逃さないよう初期対応に重点を置き、家庭と連携を密にして取り組むよう引き続き各学校へ指導してまいります。

2点目のアウトリーチ型家庭教育支援についてであります。全国的には様々な取組が進められている状況にあり、取組事例を見ますと、地域の実情に応じた多様な手法ということであるため、本町における取組状況としましては、北見市に開設されておりますオホーツク学習センターふくろうでは、北海道の委託を受けてオホーツク管内の15町村を対象として学習支援が実施されているところであります。

今後におきましては、アウトリーチ型家庭教育支援については、関係部局ともしっかりと情報を共有しながら、必要な支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、地方創生臨時交付金から質問させていただきたいと思っております。

町民の生活や町民経済の実態調査・把握の上、効果的な支援策を講じる必要があると考えております。具体的な支援策については、負担が増している生活者の状況や影響が懸念されている経済団体との意見を踏まえた取組を検討しておりますとの答弁でありました。

今回、原油価格・物価高騰対策に関する緊急要望を、私も所属しておりますいちいの会で、町長不在でしたが、副町長に提出させていただきました。

要望書は、町民の声を聞き、経済的に本当に困っている個人や事業者の意見を取りまとめた要望7項目を上げさせていただきました。

ました。

当然、国からの直接支援策が打ち出されたものもありますが、町長は我々会派で要望を上げたものに対して、今後どのような判断をされているのか、まずお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 藤原議員を含めたいちいの会の皆様から、今、御説明をいただいた緊急要望ということで、中身を拝見させていただいております。

7項目ということでありますけれども、その希望された項目は全てそのとおり実施しているかという、そういうことでは今考えてはおりません。

ただ、今後皆さん方に御説明する内容においては、この中に該当するものも出ているかと思っております。

いずれにしても、基本的には答弁申し上げた内容について、そのことをしっかりと押さえた中で、対応していく考えであります。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） それでは、次に、教育長に質問させていただきたいと思いません。

物価高騰により食材費の値上げが続いております。

食材費購入にダメージがある給食費の値上げについて、値上げの判断に今後なろうかと思いますが、千歳市で給食費を上げないために、おかずの量を減らすとの新聞報道も一部されております。

美幌町として、今後食材費が上がっても値上げしませんと約束していただけると、学校に通う保護者の方の安心につながると思っています。

教育長、給食費の値上げはしないということをごここで言うだけでいただけると保護者の方は安心すると思っておりますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま給食費の御質問がございましたけれども、給食費は議員おっしゃるように、物価高騰により非常に大きな影響があると認識しております。

しかしながら、結論から申し上げますと、現時点で今年度においては値上げすることは考えていないという状況でございます。

また、例えば様々な工夫であるとか、あと財源の活用策等、種々検討していきながら、執行に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 千歳市の例を挙げましたけれども、子供が成長期にありますので、おかずの量を減らすことのないように今後もお願いしたいと思います。

次に、苫小牧市の地方創生臨時交付金を活用した取組がすごく参考になると思っておりますので、少し紹介させていただきたいと思っております。

苫小牧市では、食材費などの値上げについて物価上昇率3.4%分を食材費購入に充て、学校給食費の値上げを改定しないことが、今回の議会で決定されております。

貨物運送業者に対しては、大型自動車及び中型自動車1台当たり4万5,000円、普通自動車、軽自動車は1台当たり2万円を交付、1事業者当たり200万円上限で、7月から申請を受付開始。バス、タクシーは、路線バス事業者1台6万5,000円、タクシー事業者1台3万5,000円、運転代行1台2万円。

また、物価高騰を受けた生活者や事業者支援として、水道料金基本料1回（2か月分）の減免が決定されております。

事業継続支援金では、3年前と比べ売上げが30%以上減少した月がある事業者に加え、10%以上減少した農漁業者が対象

給付額10万円など、支援策が決定されております。

当然、苫小牧市と人口規模も違うので、一律同じような政策にはならないと思いますが、苫小牧市は今回市長選があったので、その前にやろうということでスピード感を持って議決されたと思います。本当にスピード感を持って苫小牧市は取り組んでおります。

また、前回から行っております美幌町のプレミアム商品券について、町民の方からこのような御意見をいただいております。

プレミアム商品券は率がいいので本当は購入したいが、年金生活であり、購入資金がなく、買いたくても買えないというお話を受けております。

プレミアム商品券の率分を生活困窮者に無料で配布できないのかという御意見をいただいております。生活弱者と言われる方には、本当に切実な問題だと思っております。

また、トラック事業者を訪問したときに言われたのが、軽油の値段は上がる一方で、それをなかなかお客に反映しづらいと。

また、働き方改革と言われ、2時間運転をしたら15分休まなければいけないので、残業もなかなかさせられないと。

運転手の雇用に今後しわ寄せが来ていると、このようなお声もお聞きすることがあります。

本当に経営に影響があるということが、今回の物価高騰によりうかがえます。

経済団体などの意見も大事なのですが、答弁でも最後言われております、町民の暮らしと事業者の活動を守るため、1番苦しんでいる人・世帯に手厚い支援が行き渡るように要望いたしますが、この質問の最後にいたします。

町長、定例議会終了後に詳しい説明があるとお聞きしておりますけれども、今回の町長の交付金に対してのお考えを再度お聞

きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の交付金をどのような施策に使って、どのような施策を行うかということであります。

私もそれから私どものスタッフも報道等見ながら、全道の状況を皆さんと把握をしております。

ですから、各自治体がそれぞれで実施している項目、そのことに対していい、悪いという論議は全くする必要がないと私は思っています。

ただ、何度も繰り返しますけれども、今回生活支援それから産業支援という大きな二つの流れの中で、しっかり皆さんと協議、意見をいただいた中での結論として、いただいた国の予算の中に私どものお金を上乘せしたとしても、これとこれだけに今回は限定させていただくという御説明になると考えております。

いずれにしても、本当に手の届かないところまで目配りができればいいのでしょうけれども、なかなかそうもいかない部分もあって、その辺は御理解いただきたいと思っています。

しっかり対応したいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） しっかり町民の方に本当に行き渡るような施策をお願いしたいと思います。

この質問を終わります。

次に、障がい者支援及び障がい者対策について質問させていただきたいと思ます。

最初に、ヘルプカードの周知についてから質問させていただきたいと思ます。

美幌町でのヘルプカード・ヘルプマーク合わせて65名との答弁でありました。

現在、美幌町で障害者手帳は何人配付されているのか。

また、療育手帳交付者、精神保健福祉手

帳配付者の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁いたします。

令和4年4月現在の実績でありますけれども、身体障害者手帳については959人、療育手帳につきましては252人、精神保健福祉手帳については134人、このような内訳となっております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 障害者手帳は1級、2級、3級、4級、5級、6級まであるので、959人の内訳の中で5級、6級の方ぐらいであれば多分外出できるのかと思うのですけれども、こういう方が何人いるのか。

まず、5級、6級で何人いるのか教えてくださいと思います。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 身体障害者手帳959人でありまして、1級から6級までの内訳は申し訳ございません。ただいま、手元に資料がございませんので、後ほど回答したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） いいです。

ちなみに、精神保健福祉手帳交付者が134人おられるという御答弁でありました。

少なからずこの134人いる中で、先ほどの答弁の中で65名という数字、普及率がすごく悪いのではないかと思うのですけれども、これ何か原因があるのかと考えているのか。

この普及率の悪い理由のようなものが、もしあればお教えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁いたします。

実際にヘルプマークにつきましては、外見から分かりにくいと。周囲の方の配慮が必要でして、援助をすることが目的となっております。

ただし、障害者総合研究所、こちらが実施しましたアンケート調査によりますと、実際にマークを配付してつける方が、利用時の周囲の反応が気になるですとか、認知不足によりまして役に立たないという結果につきましても、多くの方が回答しているような状況でございます。

こちらにつきましても、最初の答弁で申し上げましたとおり、周知が徹底されていないということも十分原因になるかと思っておりますので、使われる方、それから受け手の方が、より多くの町民の方々がヘルプマークを理解するように、繰り返しになりますけれども周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 同じような質問になるかもしれないのですけれども、今回ヘルプマークの質問をさせていただいております。

このヘルプマークの存在というのは、手帳を配付されているという方は理解されているかどうか、御答弁いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 実際にこのヘルプマークにつきましては、平成29年からヘルプカードと一緒に配布をしているものでございます。

理解されているのかという質問に対しては、ある程度理解はされているかと思いません。

ただし、こちらにつきましては、手帳を持っている方が強制的に身につけるもので

はありませんし、任意でお持ちになるようなこともあると思います。

繰り返しですけれども、なかなかその制度を十分理解されていない、周知がまだ不足されているというようなこともあります。

例えば、身体障害者手帳を申請しますと、北海道で交付されますけれども、実際に窓口で申請された方に手渡しができるサイン、パンフレットなどで再周知を行うなど、これからも引き続き周知方法の工夫を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 次に、認知症の方への配布というのは可能なのか。

今回、障害者手帳というのは、先ほど私も質問したとおり、身体に何か影響のある方に配布されておりますけれども、認知症の方はこの手帳には当てはまらない方が多々いると思うのです。

というのが、認知症の方で家に帰れないという方も中にはおられますので、そういう方にも配布というのが必要なのかと思いますけれども、美幌町では認知症の方への配布というのはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 今回ヘルプマークにつきましては、障がいをお持ちの方という趣旨があるかと思えます。

議員からお話がありましたとおり、認知症を持つ方、例えば美幌町に帰られなくなるという部分もあるかと思えます。町内でも認知症の高齢者数は年々増えている状況でございますので、障がいをお持ちである、ないにかかわらず、援助や支援が必要な方に対して、身につけることによって周りの方が気づいて、いろいろな対応ができるという趣旨であるかと思えます。手帳がない認知症高齢者の方の配布についても可

能でありますので、そちらについても併せて周知を行ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 町独自のヘルプカードというのも次の質問にありますけれども、認知症の方も例えば自分の住所とか帰れなくなったであるとか、そのような意思表示ができるようなものもあればと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、ヘルプマークのことについて、もう1点だけ質問させていただきたいのですが、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発に関する本町の考え方と今後の取組については、さきに答弁していただいておりますように、今後定期的に町のホームページや町広報などで周知を図ってまいりますとのことです。

先ほど課長も周知が大事だということも言われておりますので、地域包括支援センターの方とか社会福祉協議会の方のお力を借りて、まち育講座でも何でもそのようなことも利用しながら、このヘルプカードとかヘルプマークの意義について、今後説明していくということのお考えがないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

現在、行政とか民間団体等々によりまして、各種障がいのある方に関するマーク、ヘルプマークに限らず、多岐にわたって設けられている現状でございます。

その中で、例えば聴覚障がいのある方が運転する車につける聴覚障害者標識、補助犬マーク等々の様々なマークがあるわけですが、これらのマークは障がいのある方への支援の必要性を求めるといふことと、併せて障がいのある方への理解を促すものであると認識するところであります。

周知、理解の促進マークの普及等につきましても、行政が率先して行うことはもちろんでございますけれども、広く深く進めていくためには、関係団体による実践に加えまして、何よりも住民の皆様はそのマークに対して関心を持っていただくことが重要かと思っております。

当然、私どももホームページ等々の媒体を含めて周知はしてまいりますけれども、そのような考えの中で周知が1番広まるのは口伝えではないのかと思っております。

例えば自治会ですとか、サークルですとか、そのような身近なところから話題に上げていただきながら、広げていくのも一つの手法ではないかと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） この間、小学校で障がいをお持ちの方が不審者と間違われることがありました。教育長も多分御存じだと思います。

その障がいをお持ちの方は、ヘルプカードを身につけていないために、不審者に間違われております。

教育長にお伺いしたいのですが、学校においてこの障がい者に対する学習や差別の偏見など、教育現場というのは、今回のヘルプマークについてもですけれども、どのような周知をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの御質問でございますが、全ての学校ということでございませぬけれども、例えば総合的な学習、このようなところで福祉について学ぶという学校がある状況でございます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 先ほどの障がいをお持ちの方も、このヘルプマークを身につけていて、ヘルプマークの普及が進んで、

そのような理解が進んでいけば、このヘルプマークの意味を理解している方、そのような方がそばにでもいけば不審者に間違われるということはなかったと思います。教育現場も含めて、このヘルプマークの重要性というのを教えていただければと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、ヘルプマークと併用して妊産婦の方への配慮として、マタニティーマークというのがありますけれども、美幌町としてはどのように配布されているのかお伺いしたいと思います。

今の質問は後日でいいです。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） ちょっと時間もないので、次に、町独自のヘルプマークについて質問させていただきたいと思っております。

先ほどのヘルプカードは、何らかの障がいをお持ちの方で支援策が必要な方が持つものであります。

デジタル化に取り残されている携帯を持たない弱者について、町独自のヘルプカードについて質問したつもりなのですが、うまく私の質問が伝わらなかったようで、再度説明させていただきたいと思っております。

障がい者などに属さない方への配慮としての質問になります。

今回、美幌町で利用状況も順調な申込みバスも一びーについてであります。質問したとおり、自宅では固定電話があったり、近所の顔見知りの方がも一びーを呼んでいただくことができるのですけれども、帰りのも一びーが携帯を持たないがために、それを呼ぶことができない。また、知り合いの方がそばにいてくれたら心強く頼むことができると思いますが、私みたいに口下手で人見知りの方は、私も経験がありますけれども、もじもじして、心臓がどきどきしながら、勇気も出せず声をかけられないで

いることが、10代の頃は度々ありました。

誰か知らない人に声をかけるということは大変勇気の要ることです。

そこで、町独自でそのような人を助けるために、カードに最寄りのバス停名があれば頼みやすいのでは。また、私も社会福祉協議会の移送サービスのお手伝いをしているときに、病院のバス停の前で、循環バス運行時間が終わってから立ち続けている人を見かけましたので、声かけをさせていただき、もーびーを呼んであげた経緯があります。

首からかけて何か困っているのだと一目で分かるようなもの、また、声を発しなくてもカードを見せることで伝わるようなものがあれば、その方は大変便利に利用できるはずです。

また、朝循環バスに乗って病院まで着きました。そして、バスを呼べないので歩いて帰ってきたというお話も聞いております。

このような方のためにも、独自のヘルプカードという表現がいいのか、助けてカードという表現がいいのか分かりませんが、再度、導入についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 現在作成しておりますヘルプカードにつきましても、ぎゅうたろうを入れたり、独自のヘルプカード、独自のオリジナルカード内容となっております。

中身につきましても、用途、自由記載欄、苦手なこと、できないことなど最初から印刷がしてありまして、そこにできないことを書くという内容となっております。

今回御質問いただいたとおり、バスの関係ですとか、いろいろな部分あるかと思いますが、例えばその用途ごとに5枚、10枚と複数作成することで、かえって混乱を招くような場面も生じるのではな

いかと考えております。

ですので、まずは独自のオリジナルカードという今のヘルプカードがございますので、こちらについて支援内容など自由に書けるような部分のレイアウトなど、活用しやすいカードとなりますように変えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） バスに限ってのカードという部分でいうと、本当に有効的なのかと思います。

例えば、もーびーを呼べるバス停の下のほうにでもいいのですけれども、病院であれば国保病院の窓口に来てくださいという表示があれば、そのカードを持っていなくてもそのような記載の表示があれば、そこに行くことができると思うのです。

ただ、今のバス停であれば、どこに頼んでいいのかわからないという状況が多分あると思うのですけれども、バス停に表示の考えがないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） ヘルプカードということで、申込みバスももーびーに限ったという御質問かと思えます。

まず、新たなもーびー、今運行されておりますけれども、当然多くの方が気軽に御利用いただけることを考えまして、町内の病院、医院、大型店舗、ドラッグストア、ホームセンター、そのようなところにお困りの方がおりましたらもーびーへの申込みのお手伝い、そのようなこともしていただけるような依頼を運行に先立ちまして町からもさせていただいております。

その中で、お願いさせていただきましたそれぞれの事業所からも、これまでもタクシーを呼ぶ際にも同様のお手伝いをさせていただいているので、同じようにもーびーにつきましても、引き続きそのようなお手

伝いは積極的にさせていただきたいと。

そのようなことで、それぞれの店舗、病院などでの対応につきましては、御協力をいただく旨の確認がとれているというところでございます。

今、藤原議員からいろいろな御提案もございました。当然ながら、その意思表示、意思疎通の難しい方もいらっしゃるとうり十分認識してございます。実際に、そのような方の御相談もお受けしているような事実もでございます。

その中で、町としましてもどのような形がいいのか、その方とも十分協議、相談をした中でアイデアをそれぞれ出し合って、その方が自主的にそのようなカードを作成して利用されている経過も実際でございます。

もーびーの利用に限って言いますと、このようなニーズについて今後もしっかり把握した上で、利便性の向上を図るために、町としての役割、その取組につきまして、引き続き十分検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 町民の方が困らないような施策を今後実施していただければと思います。

時間も迫っておりますので、次の質問に移りたいと思います。

デジタル障害者手帳の導入について、再質問させていただきたいと思ひます。

この質問に対しても、私の質問の内容が悪かったのか、よく理解されていなかったようなのですけれども、さきのデジタル化の部分と反対のことを言っているような気がします。私の質問にあったミライロIDというのは、スマートフォンに障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳などを取り込むのは無料でできるものであります。

行政側はスマホに取り込んだデータを確

認することで、公共施設の割引を受けさせていただくように働きかけをしていただければいいことなのですけれども、その中には公共施設のみならず申込みバスや路線バス、ハイヤー会社などの理解も必要になってきます。

しかし、利用者も無料ですし、導入事業者も無料であります。

質問させていただきましたが、公共施設や公共機関の割引を受ける際、手帳を見せなければなりません。

個人情報を見られる手帳所有者の心理的負担や手帳を確認する側の手間も軽減することができると思っております。

また、このミライロIDは飲食店などで使うクーポンや障がい種別に応じた生活に役立つ情報配信も実施されております。

私の質問にもありましておとり手帳は紙なので、先ほど違う手帳も出てくるようなことも言っておりましたけれども、手帳は紙なのでぼろぼろになってしまうと。

精神保健福祉の方は、手帳をすぐ紛失してしまうということがないように、スマホで手帳を管理するということが大事だと思っております。

ミライロIDを幅広く活用していくべきと強く申し上げますけれども、答弁の最後に活用方法を研究していくとありますが、研究することなく公共施設等でスマホを見せて、理解してくれるだけのような気がします。このことについて再度御答弁いただければと思ひます。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） まず、先ほど御質問ありました身体障害者手帳の軽度の部分の級別、内訳でありますけれども、5級につきましては今日現在107名、それから6級につきましては88名となっております。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 身体障害者手

帳のスマホへの導入のお話いただきました。

ミライロID、いろいろ調べてみましたところ、様々な業者、業種を増やしているという状況にあります。

なおかつ、総務省、厚労省もそのアプリに関与しているような情報も見受けられます。

そのような中で、現段階ではその申請をする上で、マイナンバーカードとの連携を今進めているということで、将来像としてはスマホの中にマイナンバーカードにある電子証明書を取り込み、それで正規な電子化を目指しているという情報もございません。

ですので、今後そのミライロIDで多分進んでいくのではないかと考えておりますけれども、国とアプリ会社の進行状況を鑑みながら、本町としましてもどのような働きかけをしていけばいいか検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） このミライロIDは、北海道ではちょっと少ないのですけれども、本州ではこれを導入している自治体もかなりありますので、先進的な事例も参考にしながら、今後美幌町も取り組んでいただければと思います。

時間もなくなってきたので、不登校の支援について質問させていただきたいと思ひます。

答弁にありましたけれども、コロナ禍において生活環境の乱れなどから不登校になる原因、要素も現在ながらありだと思ひております。

教育委員会で不登校の要因はどこまで把握されているのかお伺ひします。

また、この不登校について、いじめが原因のものはないのか、先にお伺ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 不登校の原因でございますが、1,000人不登校の児童生徒がいれば、やはり理由は1,000通りだとされております。

その中には議員おっしゃるようにいじめといひますか、人間関係が原因の子も一定程度いるかと認識しているところでございます。

また、コロナ禍のお話がありましたけれども、昨年度の状況であります、令和2年度に学校の一斉休校等ありました。

このようなとき、昼夜逆転になるのであるとか、学校が休み明けで久しぶりに友達に会うと、人間関係がまたゼロから始まるというような様々なつらいところがあるとお話を聞いております。

これらの対応につきましては、何といひても早期発見、早期対応だと認識しております、しっかりと対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 30日以上登校がない児童生徒というのは、3年度では28人との答弁でありました。

小学校児童と中学校生徒の不登校28人の内訳というのを、もし差し支えなければ教えていただければと思ひます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 28人の内訳でございますが、小学校で8名、中学校で20名という状況でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーは美幌町で現在何人活動されていて、また、その人数で28人全ての児童生徒がカバーできているのか、関わりを持てているのか、まず状況をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

スクールカウンセラーを配置しておりますけれども、全部で3名配置をしております。

毎日ではありませんけれども月2回。

それぞれこの方たち、ほかの自治体の勤務もされていますので、最大限で月2回それぞれは回っていただいていると。

この中には児童生徒もいますし、保護者もいたり、教員も相談されております。

場合によっては、この不登校の28名につきましても、そのスクールカウンセラーが家庭に出向いてお話を聞いたりということをしているというのを把握しております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今3名という御答弁でありましたけれども、この28人中で3名という体制が全て賄えているか、この体制が望ましいというお考えなのかどうかだけ。お願いします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 現状においては最大限配慮しておりますので、望ましいかと言われましたら、もう少し多いほうがいいのでしょうかけれども、実際にこのようなスクールカウンセラーの成り手がいないというのが道内の状況であります。

そういう意味で、美幌町として3人確保できたのはいいほうかと思っておりますので、今後も協力いただけるスクールカウンセラーがいれば、1人でも2人でも多く獲得はしていきたいという考えでございます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 不登校の部分でいいますと、30日以上登校がない生徒の把握というのは、先ほどの答弁で理解したと

ころなのですけれども、30日に満たない不登校予備軍のような児童生徒の把握というのはされているのか、御答弁いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 30日未満の欠席者につきましても、それぞれ学校で把握をしている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 予備軍というのか、30日未満の生徒というのも今後不登校につながるという要因を絶対持っているはずなので、この辺のフォローもしっかりと進めていただければと思います。

令和元年10月25日に文科省は、不登校児童生徒への支援の在り方について通知されております。

その中で、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が、学校教育の意義、役割には、抜粋になりますけれども、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校になった原因を的確に把握し、学校関係者、家庭、必要に応じて、関係機関が情報共有する、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であると。

さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受入れていくのかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があると。

また、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した支援フリースクール、夜間学校などの様々な関係機関を活用し、社会的支援を行う際、フリースクールなどの民間施設やNPOなどの積極的連携を相互に協力し、補完することの意義は大きいという文面があります。

答弁では、サテライト教師による悩み相

談や学習、運動など児童生徒のサポートを実施しておりますとあります。

不登校から学校に通えるようになったとか、例えば学習には抵抗があるけれども部活だけなら参加しているとか、いろいろな支援があると思いますが、サテライト教室に通われて、普通に学校に通学できるようになった生徒がおられるのか現状をお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

実際サテライトに通っております、翌年度から登校でき、卒業したという例もございますので、十分機能していると考えております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 時間も迫ってきましたので、次の2点目のアウトリーチ型家庭教育支援について、質問させていただきたいと思っております。

先ほどの文科省の話もありましたけれども、フリースクールについての意義が大きいと言われております。

答弁には、オホーツク学習支援センターふくろうが受入れているとのことですが、現在美幌町から何人の方がふくろうを利用されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） ただいまのふくろうの利用者ということでございますけれども、今年度におきましては美幌町から3名の方が利用されていると聞いております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今回の不登校児童生徒に対しては、学習環境がいろいろな選択肢があってもいいと思っております。

美幌町においても本年4月より、ゆめと

こスクールが開設されました。

6歳から18歳を対象とされてのフリースクールが開設されております。

今後、官民協力での支援も必要と思われるしておりますけれども、美幌町のフリースクールとの今後の連携協力の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 先ほどお話ありました教育機会確保法、こちら2017年に施行されているところでございます。

こちらではやはり児童生徒に対する多様の学びの場を尊重しようということがございます。

この法の趣旨に沿った中で、美幌町教育委員会といたしましても、そのような様々な事業者と情報共有連携をしてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、児童生徒さらには保護者に対して寄り添った支援を行っていくということが何よりでありますので、しっかりとこれを進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） このアウトリーチ型の支援というのは、人員的にも時間的にもなかなか難しい課題でもあります。

本当に幅広い考え方もありますので、家庭を含めた社会につなげていく必要もあります。

地域においても包括的な支援も重要であります。

関係部局ともしっかり情報共有しながら、支援策を検討してまいりたいとの答弁をいただいております。

今後、児童生徒1人も残さない施策を望み、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、2番藤原公一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時40分といたします。

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君）〔登壇〕 それではさきの通告のとおり、本日は大きく2項目質問いたします。

まず1点目、公営住宅の建替え計画などについてであります。

ここは五つに分けて質問していますので、まず一つずつ質問します。

まず1点目、仲町団地を建替え計画にて30戸を現在地、30戸を旭団地に建設する理由とその効果についてであります。

仲町団地は病院、医院に近く、入居者は高齢者の割合が高いと思われそうですが、なぜ現在地より病院に遠い地区に建替えるのかお伺いします。

また、この計画での効果はあるのかお尋ねします。

2点目、仲町団地における現入居者の意向確認についてであります。

現在地での生活環境が変わることに入居者との合意確認は行ったのかお伺いします。

また、どのように行ったのかもお伺いします。

3点目、空室が発生している南団地、美富団地についてであります。

4月18日現在、南団地は40戸、美富団地は24戸の空室が発生していますが、空室対策はどのように行うのかお伺いします。

また、美幌町全体の公営住宅の戸数計画についてお伺いします。

4点目、美園団地の建替えと借上げ公営住宅の推進についてであります。

美園公営住宅についても建替え等の計画がありますが、美幌町の公営住宅の戸数、維持経費と入居者推定から、街中で借上げ公営住宅での対応は可能であると考えます。

町民有志の方より借上げ公営住宅建設計画の推進の要望がありますが、どのように取り進めているのかお伺いします。

5点目、公営住宅の経年劣化による家賃減額についてであります。

旭団地と美園団地の家賃の差が多額となっていますが、発生している根拠として建設費の総額からの算定なのか、経年劣化、いわゆる減価償却を踏まえた算定によるものなのかお伺いします。

また、各団地の家賃の算定はどのような基準なのかをお聞かせ願います。

さらに、建替え後における美園団地の家賃は値上がりすることになるのかお伺いします。

以上、公営住宅については大きく5点。

続きまして、住宅リフォーム促進についてであります。

住宅リフォーム促進補助金について、2項目に分けて質問します。

まず1点目、制度継続と再度の利用についてであります。

住宅リフォーム促進補助金については、平成23年3月の制度導入により今年で12年目となりますが、この間、多くの町民に利用されています。

当初に利用した方は既に12年目を迎えており、同じ箇所や他の箇所の改修が必要と聞いております。

同じ住宅や同じ申請者での再度の利用が必要であると思いますが、このリフォーム促進補助金制度の見直しの検討についてお伺いします。

2点目、工事限度額50万円の撤廃と住宅設備改善事業助成との統合についてであります。

リフォームの補助限度額は工事が50万

以上となっていますが、多額の資金に対応できない場合や高齢者や障がい者にとって必要な改修費が50万以下の場合もあります。

リフォーム補助率は総額の2割となっていますが、高額資金を利用される方には高額の補助であり、資金に余裕のない方との平等性はあるのかお伺いします。

また、住宅設備改善事業助成との統合を図り、定額からのリフォーム補助制度への検討は考えられないのかお伺いします。

以上、よろしくお祈りします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 松浦議員の御質問に答弁いたします。

公営住宅の建替え計画などについて。

公営住宅の建替え計画につきましては、令和4年3月策定的美幌町公営住宅等長寿命化計画により、今後15年間の公営住宅の整備方針を定めたところです。

建替えに当たっては、管理戸数が大幅に変更となることから、団地ごとの管理戸数について検討、見直しを行いました。

1点目の仲町団地を建替え計画にて30戸を現所在地、30戸を旭団地に建設するが理由と効果についてですが、仲町団地は老朽化が進んでいることから、優先して建て替えを行う必要があると考えております。

仲町団地は高齢者のみならず、いろいろな世代の方も住んでおり、日常生活に必要な施設は必ずしも医療施設のみではなく、買い物などに便利な異なる周辺環境を希望する方もいることから、旭団地に1棟30戸を建設する予定であります。

また、仲町団地の建替えに当たっては、仮住居の受け皿が必要であり、現在、旭団地に最も入居希望者が多く、利便性の高い地域として事業完了後も一定の入居の希望があるものと考えております。

2点目の仲町団地における現入居者の意向確認についてですが、美幌町公営住宅等長寿命化計画作成に当たり、公営住宅にお

住まいの方々に対し、アンケート調査を行っており、今後、それぞれの事情を含め意向確認を行い、可能な限り御希望に沿えるよう取り進めてまいりたいと考えております。

3点目の空室の発生している南団地、美富団地につきましては、困窮状況のほかに希望団地も考慮し、入居者選考委員会で選考しております。

空室対策といたしましては、既に入居している方の住み替え希望に合う住戸があれば御案内をしているところですが、空室が目立つのはエレベーターの設備がない住棟の上層階に多い傾向にあり、高齢者等の住み替え希望と合わないことから、空室が解消されない状況であります。

美幌町全体の公営住宅の戸数計画についてですが、今後の人口減少等を踏まえ国が定める指針により推計を行い、公共施設等総合管理計画の目標値であるマイナス35%とも整合を図っております。

その結果、管理戸数の目標値を現在の879戸から令和18年度には560戸とし、319戸を削減する内容としており、今後の社会経済動向の変化によって5年ごとに見直すこととしております。

4点目の美園団地の建替えと借上げ公営住宅の推進につきましては、今回策定しました美幌町公営住宅等長寿命化計画において、美園団地は買い物等の利便性も高く、平屋建てへの入居希望を求める声もあることから、建替えを計画しております。

現在の借上げ公営住宅につきましては、原契約20年をさらに10年間の再契約を締結し、公営住宅として提供していただくことになっております。

公営住宅の供給には、直接建設をはじめ様々な手法がありますので、今後いろいろと手法を検討してまいります。

なお、借上げ公営住宅は試算によりますと、直接建設の1.4倍の事業コストを要します。

5点目の公営住宅の経年劣化による家賃減額につきましては、公営住宅は公営住宅法に基づき家賃の算定を行っており、建設費、経年劣化等が加味されたものとなっております。

また、建替え後の美園団地の家賃は値上がりすることとなりますが、入居開始後5年間は、激変緩和の措置を講じることができ、急激な負担増とならないようになっておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、住宅リフォーム促進補助金の改正についてですが、住宅リフォーム促進補助事業は、住環境の整備促進及び地域経済の活性化を図るため、リフォーム工事に要する費用の一部を助成しております。

平成23年度から事業を開始し、これまで11年間での実績は1,318件、実施工事費は約31億2,400万円、交付補助金は約4億3,000万円に達し、多くの町民の皆様に御利用いただいております。

また、経済波及効果は44億6,200万円と推計しており、地域経済の活性化に大きく寄与したものと認識しております。

1点目の制度継続と再度の利用についてですが、利用者アンケートにも要望があることから、現在行っている制度見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

2点目の工事限度額50万円の撤廃と住宅設備改善助成（高齢者、障がい者対象）との統合についてですが、現在の補助対象工事費は50万円以上となっておりますが、使いやすい制度をとの観点から、補助対象工事費の下限額の見直しを含め、現在検討しているところであります。

住宅設備改善事業との統合ですが、介護保険法の対象外の方や身体が不自由な方が手すりやスロープの設置等により、生活環境を改善することを目的として、基準額10万円以内の9割を助成する事業であり、住宅リフォームの補助制度とは目的が異なるため、統合は考えておりませんので御理

解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） それでは、大きな1点目の公営住宅の建替えの部分から、一つ一つ確認しながらいきたいと思えます。

今回公営住宅に質問した理由は、残念ながら3月議会が終わった後にもらったのです。

令和4年度に出すものが、何で3月議会前に出せなかったのか、どうなのかなということで、今回は質問させていただきま

す。住宅行政は、まちづくり政策として町長の最優先しなければならない使命かと。

このことを考えまして、今回この3点、町長に質問いたします。

まず1点目、仲町公営住宅30戸、旭に増築30戸。

これについて、町長の見解を聞きたいのです。

なぜかという、今、仲町公住は病院に近い。

そこに、当然に旭公住は人気があると答弁されていますけれど、借上げ公住と旭公住は比較的新しいから人気があるのであって、それが、仲町に新築しても仲町には希望者が多いのかなと思うのです。

それをあえて郊外型になっている旭公住に何で30戸を移転するのか。

ここに書いてある建替えの関係があるからと言っているけれど、前の旭公住のときもそういうことをしたのかなと。

どこかの公住を新築して動かしたのかなと。

違うかなと思うのです。

何で今回は旭公住に30戸を移すのか、なおかつ、その公住は団地内の公園として相当多額な金で敷地を造成して、今でも

公園となっています。

なぜ、その公園を一部廃止するのか。

これについて、まず移転する理由を、町長の考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 仲町公住の建替えについては、答弁をさせていただいたとおり、1番老朽化しているということは御理解いただけたらと思っています。

今回の建替えにおいて、立地的には今、医療機関に近いから、本当にそれだけが一つの条件として、今の数をそこに維持することがいいかということが一つの判断でありました。

当然、建替えするためにはその代替というか、同じ敷地内でそれなりの面積があれば、役場庁舎を建てたように隣に建てて、それを移行させるということでは可能ですけれども、まず、今の敷地内が、私は前から見てたときに、何でこのような狭いところに中層という建物を建てるのだということはずごく疑問に思っています。

ですから、その敷地の中でゆとりを持った建て方ができないのか、建替えができないかということが、まずは指示を出した考え方であります。

その中で、従来から病院を希望する、言うならば今の環境で希望する方ばかりではないのではないかと。実際入居されている方の分析もさせていただいた中においては、ちょうど半分を壊し、半分を建替えて、残った部分を別な空地というか、広げることがゆとりを持った、これから車の台数が増えるとか、それから少しでもそこに住んでいる方々が外に出てもらおうというコミュニティという形成からいえば、多段にするより仮に中層になったとしても外に出るような空地をしっかりと確保することが望ましいのではないかとということから、今回30戸についてはそのまま建替えの継続、30戸については他の場所にとということの考えに対して、私も賛成した状況であ

ります。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） まず五つの質問を終わらせてから、再度町長に質問します。

まず二つ目、仲町公営住宅の今約70戸、60何件住んでいますけれど、この人方の意向ですね。

本当に旭公住に移るよ、場所を移っていいですよということに、皆合意しているのかどうか。

この確認は必要かと思うのです。

何を言いたいかという、仲町公営住宅に住んでいる方は何十年も住んでいて、きちんと地域コミュニティーをつくっている。

仲町町内会も含めてしっかりといろいろな活動している方も多い。

突如として団地が半分、30戸になるから、残る人は移転ですよということで、地域も含めて特に団地に住んでいる方々は、今現在、皆さん納得しているのかどうか。

そのところを町長はどのように受け止めたのか、町長の見解をお聞きします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今入居されている方が全て今回の計画に基づいて納得するというか、そういう状況にはきちんと担当が説明してるかどうかはちょっと分かりません。

ただ、アンケートの中で今後希望されまじかということに対しては、それなりの結果を基に一つの分析をして、私にこういう形にしたいと説明していただいたと思っています。

ですから、今後につきましても、実際そういう作業が始まって、また、それから建替えを含めて、そこが空いたところになるべく入れない形をしてというのは、老朽化が進んでいて、それを入れていただくためには、かなり直したりしなければいけない

ということで、徐々に戸数も減らしてきている、入居者を減らしてきているという状況も含めて、今、議員がおっしゃったように全てがそこを希望していて、その人たちをどこかに追いやるような考え、私はそういう認識は持っておりません。

ですから、実際できたときには、その人の希望がかなうような努力をしっかりとさせていきたいという答弁になっていると思いますので、その入居されてる方に対してしっかりと配慮していく必要があるということも認識しております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 実は仲町公住に限らず、今、町内含めて空き家が300戸ある。

郊外型も含めて、公営住宅も含めて点在している町。

これをどうにか効率のいい町にしようということで、立地適正化計画の策定も進んでいると。

その中で、あくまでもなぜ本当に遠いところに移転する必要があるのか。

これから車が乗れなくなる方も多くなる、年齢的に。

その人方がなぜ遠いところへ行くのか。

なぜ病院もない、ないという言い方は悪いですけど、交通費のかかる遠いところに行くのか。

たとえ美幌町のも一びーを入れてもお金がかかる。

その小型バスの導入もお金がかかる。

なぜ、お金がかかる政策を今しないといけないのか。

私は公営住宅の建替えというのはどんどんやるべき。

これは、美幌町の福祉政策、障がい対策、低所得対策で必要なことだと思っていますので、必要なものはやるべきだと思います。

ただ、なぜ旭まで行かないといけないの

かということで、三つ目の質問なのですが、今、南団地も40近く、美富団地も24。

そして、三橋公住が実は11ぐらいと。

最近の統計で、もうここで既に75の空室がある。

それであれば、この空室対策というのは、町長は今どのように考えていますか。

せっかくなつくっている行政の資産を運用しない、活用しないわけにいかないの、この空室はいつ埋まるのでしょうか。

もし、町長の考えがあればお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 空室が埋まるという部分の一つの考え方の中で、空室がなぜ生じたかということをやはり考える必要があるのかなと思っています。

ですから、それは例えば構造的にうちは中層4階建てを建てていますから、高齢になって3階なり4階になかなか住むことが難しいということでの空室が出てくる分。

それから、当然人口が減ってきてる中において、もともと建てた戸数と今回の見直しで戸数を減らしたということなのですが、必然的に入居する人が減ってきたという二つの面から考えますと、その空室をどうやって埋めるのだという部分を考えれば、今建てて非常に部屋が全く空いてるということであれば、公営住宅という概念から外れて、ほかの人を入れるということも考えることもできるのかなと思っています。

それは、住宅施策というよりも、別に言えば移住施策とか、そういうことではないということを考えるのであれば、今の二つの考えをしたときに、一番望ましいのは空室が埋まることではありますが、必ずしも空室をなくさないで継続させることに努力はするものの、それが絶対でなければいけないという認識を私は持ってはおりません。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今、町長の言葉の中で、原因が多岐にわたってあると思うのです。

私の考えている美幌町に住んでいる中で、経験でいくと、私が美幌町に来た頃、今の公営住宅は全部入居待ちが何十人もいました。

何でかという、美幌町に仕事をしなくて来る人、もしくは何かの都合により帰ってきた人方が山ほどいたのです。

だから、公営住宅がもう空きがなくて皆さん困った状態。

今、何で空いているかといったら、流入する人たちが減っちゃった。

完全に産業政策の欠如、地方の町は全部そうです。

全部産業政策の欠如。

やってきたのですけれど、結果的には欠如したということで人口が増えない。

ですから、流入する人が何ぼ定住移住といったって、100人、200人一気に来るわけではないです。

これが、公営住宅が余った原因の一つ。

それともう一つ、公営住宅に入る条件というのは、住宅の売却が決まったもしくは差押えになったという方も住宅を持っている方は入居可能なはず、法律では。

ところが、美幌町の場合、空き家が今300あるということは、今古い住宅を買ってくれる方がいないのです。

古くても住まざるを得ないのですよ。

だから、公営住宅に移るのにも財産が処分できないので、入居該当にならない。

だから空室が余ってしまう。

空いてしまう。

この二つの要因があるはずですよ。

住宅政策として、町長がやらなければいけないのは、住宅政策イコール供給ではないですか。

でも、需要である産業政策をもっとやら

なければ、空き家は埋まらないのです。

今回、公営住宅の空室対策について、町長の見解の中で、産業対策をしっかりと、人が集まるまちにしたいという気持ちをぜひ今後町長にも持ってもらいたいなと思い、次の5番目の質問に入ります。

5番目の質問は、美園公営住宅の建替えというのを今回の計画で聞いたときに、たしか10年ぐらい前は、将来にわたり廃止する予定と私は聞いてました。

ですから、その頃は美園公営住宅のリフォーム、要するに改修については、極力今住んでる方中心に行い、多くの家を直さない。

そして、それも全面改築でなくて改修にとどめてやるということを知っていて、たしか議会でもその説明を受けたはずですよ。

今回がらっと変わって建替えをすると。

これも同じく、なぜ街中に移転しないのか。

なぜ、これからまだまだ高齢になる人方を郊外に住まわすことにするのかというのが私の疑問です。

なぜそうしたのは、町長に聞きたい。

なおかつ、家賃の件についてもそうなのですよ。

今、1万9,000円から2万円ぐらいで美園公住の金額を設定しますけれど、新築してあげれば、今の旭公住は1万5,000円から3万7,000円ぐらいだったかな。

1.5倍になるのです。

それで美園公営住宅に入る人が5年間上げないといっても、5年後には1.5倍になるのです。

入ってる人方の相当数は年金の人方、年金増えないですよ、今後。

そういう人方に5年後、建てるのはまだ7、8年後ですけど、そのときに経済的な負担がなることが分かっているところを新築してやるのであれば、質問の中にあるとおり、今の美幌町の公営住宅が経年劣化で家賃が下がっていく方向であれば、5年

後、10年後に下がるのであれば、そこに美園公住の人方を入居させたとして、家賃がそんなに変わらないのかなど。

僕は入ってる人方の経済負担を考えて、町長に聞きたい。

今入ってる人方の家賃が上がった場合、本当に皆さんが納得できるのでしょうか。

今住んでいる美園の方は。

町長の見解をお願いします。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 今住んでいる方が急に建物が立派になって、家賃が何倍にもなるということであるならば、それは納得しないと思っております。

○議長(大原 昇君) 12番松浦和浩さん。

○12番(松浦和浩君) 町長と僕も同じ見解なので、次に行きます。

今、この五つの質問の中で、何回か僕は町長に、町長にと言っていますけれど、美幌町の公営住宅の戸数を将来にわたり減らすよということで、これ国の政策と計算式で、先ほどから借上げ公営住宅が1.4倍と言いましたけれど、ここにあるLCCでしたか、計算式。

これを何回読んでも計算式が分からないので、もう1回建設部に聞こうと思いますが、借上げ公営住宅も試算したことはあるのですけれど、建築価格だけはどうかと計算したときに、借上げ公営住宅当時1億円で、旭公住宅3億円。

戸数で割ると旭公住宅は1.5倍なので。

当時の借上げ公営住宅を建てるコストは。

行政の試算では、これにいろいろな費用、要するにプラスになる補助金だとか、助成金だとか入って計算すると違うのではないかと。

そういうことで僕も考えていますけれど、1.4倍はあくまでも建築コストだけであり、その他の条件、要するに公園をつく

ります、芝を刈ります、維持します。

そして、そこに管理する役場職員の給料の分母割、これと公営住宅が街中にあることにより街中の経済効果、コミュニティーの確立、人が集まる地域ができる効果、これを目的に借上げ公営住宅は街中につくったのですよ。

それを差引きすると、ほとんど公営住宅と借上げ公営住宅との差はないと判断して、公営住宅を借上げ公住にしましょうとやったとき、町長もそのとき分かってやったと思うのです。

今、この1.4倍については、ちょっと置いておきますけれど、僕は街中に借上げ公営住宅つくることで、美幌町に何もマイナスにならないと思いますが、町長はどうでしょう。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 本来借上げ公住の役割として、当時私も役場にいましたので、はやりというか、つくった条件がありました。

その中で、公営住宅と言われる土地がそれなりにあって、物を建ててというよりも、利便性がよくて街の中にあつてという中で、私はつくっている敷地も含めて、環境が違うと思っております。

本来のコミュニティー活動とか、私の若いときに、コミュニティー論の勉強をしたときに、何で同じところに美幌みたいな町が中層化するのだということで、そういう論議をした記憶があります。

本来であれば、コミュニティーをつくる分については、縦に積みば積むほどコミュニティーというのは朝会う人が少ないわけだから広がらないという。

だから、当時のそのコミュニティーの人とのつながりとかそういうことを考えると、私は低層にするべきだという、今でもそういう考えを持っています。

だから、今の街の中に借上げ公住をという話であったときに、先ほど政策論の中で

住宅政策やまちづくりという話であればそれは言えます。

ただ、住宅には民間の住宅もあるし、公営住宅もあるし、個々の住宅、そのことも含めてどうするかということを考えることが私は大切であって、その中でたまたま行政として公営住宅という法律に基づいて、一つの住宅を供給してきたということなので、そのことを論ずる場合には、その前提となるものをしっかりみんなと理解し合わなければ、私は進んでいけないのではないかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 町長のおっしゃることは、私もよく分かりますよ。

ただ、それを言うのであれば、それでは町長に聞きたいのです。

これから建てる公営住宅は低層。

低層は1階、2階の低層なのか、3階まで木造の場合は低層というのか、あくまで1階のことを低層というのか。

その言葉ちょっと整理させてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 一つの例として、コミュニティー論の話をちょっとさせていただきましたけれども、一般的に中層と言われている建て方というのは、当時はエレベーターがなくても家を建てられる限界というのは、4階ぐらいでよく中層という言い方をしておりました。

私は、もともと今の中層になってますけれど、皆さん2階建てぐらいの中で平屋をベースとする建て方とか、2階建てで上下というよりも下から入れば2階があるというようなつくり方の中で、その面積に対してどんどんこう増やしていった。

それは時代背景もあると思うのです。

言うならば、たくさんそういうニーズとか、住宅を必要としたという話。

今後は、減っていく中においては、例えばそれをカバーするためには、エレベータ

ーも当然、必然的に何というか設置されますし、例えば私が昔やったのは、うちは公営住宅の団地に接したところの自治会にいましたので、その人たちを外に引っ張り出すようなコミュニティーづくりの行事をやったりとか、人との交流をやりますと。

だから、そういうことで今はいろいろな方法が成り立つ中において、私は低層で絶対いなければならないという言い方はしたつもりはないですけど、当時はそういう状況ではあったということだけは、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 町長、それでは一つ聞きます。

仲町公営住宅と旭団地は、1階建てなのですか。

今後。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 3階とちょっと記憶してますけれど、もし間違っていれば。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今、結構な田舎の町というのはほとんど1階建てにして、何かのコミュニティーそして生きがいのために作ろうと。

昔はそれを3階、4階にしましたけれど、またここ数年前から戻っているのです。

なぜかというと、高齢者の割合が多くなってきた。

ですから、生きがいも含めてやり方を変えてきていると。

実際、旭団地の建替えのときも、僕は知っているおばあさんもいたのですけれど、親戚もいたのですけれどね。

当時1階建てに住んでいて、自分の玄関があって、居間があったと。

旭団地に移ったら、鉄の扉になって、おりの中に入ると。庭も小さいと。

私は前の旭団地の方がよかったと。

それであれば美園に移ればよかったと嘆いたおばさんもいたのです。

それが、僕は本音かなと思うのです。

入ってから分かるのですけれど、入る前に分かっていることがあれば、何かの対策をすべきかなと。

だから、公営住宅というのはなかなか非常に難しいデリケートなものかなと思うのです。

今、南団地というのが空いてますけれど、昔は本当に超人気でした。新築のとき。入れなくて、そのとき、実は2年後に事件起きたのは、壁の結露で端っこの、要するに真ん中の人はいいのですけれど、端の人方の壁の結露が今も多くて皆さん困っている。

ですから、その噂の中で南公住はどうかという話が相次いでいるというのが現状です。

だから、南公住はどうするのですか。

空き家のままでいくのか、改修するのか、そういうところも入る人方のために、上を直して下に入れるのか、どのパターンをとるのかと言っても、空き家が埋まらないことにはもったいないのかなと。

それであれば、全部の建物の1番上を埋めるか何かしなければいけないのかなと。

結果的にはお金がかかることになるのですけれど、この辺の対策が何もないというわけではないかなと思うので、何か対策あると思うので、今ある対策があれば、ちょっと教えてください、町長。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町長だから何でも私だという話の中で、やりとりをさせていただいていますけれども、基本的に今の南団地については、当時はそれだけのニーズがあったときは人気もありました。

その中で、やはり時代とともに変わってきたのは、当時は年齢も若い人も希望してたから4階でもよかったし、ただ結露の間

題とかそれはまたちょっと建築的な、技術的な問題で、一つの比較にはならないですけど、私は当時職員住宅4階建てを担当させてもらいました。

私は外断熱方式をやらせていただきました。

ということは、結露は絶対しないという、言うならば、冷蔵庫という考えで、その代わり外構ということに全くお金をかけないでみんなで作らしましょうと、公営住宅にそういう提案はしたのですけれども、当時でいえばその建設費は2割ぐらい高くなる。

でも、温かいし、それから結露も少ないよということの中で、家賃として入居者に反映するというなかなかそれは認められているような状況ではなかったです。

ただ、高架水槽については、これは仲町なんかもあったのですけれど、何で5、6キロもある途切れにつけるのですかと。

それは、職員住宅も直圧でつなげるようにして、公営住宅も徐々にそうしていった。

だから、そういうことで技術的なものでいけば、今、時代とともに変わるので新たなところについてはいろいろなことを考えられるのかなと思います。

ただ、先ほど質問の中で、今の空き家をどう埋めるということにおいては、松浦議員にこれがベストで絶対埋まるよという納得していただけるような答えは持ち合わせておりません。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 本当に公営住宅というのは、1回つくったら動かさないものですから、4階つくったら3階までカットすることもほとんどRCは難しいので、ただ言えるのは、仲町公営住宅も含めて古くなってきたら建替えるのは当然ではないですか。

今日、この公営住宅の建替える理由を

この計画に沿って一通り聞いたほうがいいのかなど。

そして、この中身についても詳しく聞いてないものですから、一通り質問しました。

なぜ、これが気になっているかという
と、今後財政運営計画もまた変わるので
す。

この間もらっているのは、今の公営住宅
に全部建替えがない財政運営計画の話です
から、ここの中身も変わる。

そして、当然、公園も変われば、公園も
その他の公園で、都市計画に入っているそ
の他の公園、これも減るではないですか。

そうすると、都市計画が変わります、マ
スタープランも変わります、防災計画も変
わります。

全ての計画に波及するのです。

なおかつ、今、立地適正化計画の中では
コンパクトシティだとか、交通対策、防
災対策も入っているではないですか。

その中で、今後目に見えて出てきている
のは、ちょっとここにあるのですけれど、
公共施設、学校施設、その他の公共施設含
めて、病院も含めて、今から5年後、10
年、15年以内に相当数の建替え、改築、
新築、必要になってくるのです。公営住宅
以外。

そうすると、今、この計画のとおりの方
政運営計画で可能なのかどうかというのが
疑問なのですよ。

今、最後に言った財政運営計画からマ
スタープラン、これについては再度、次回
の一般質問で、今町長が出なかった空き家
対策、要するに公営住宅の空き家をどう
するかの答えを再度そのときにもう1回
聞きたいと思います。

今日はこの公営住宅の最後のところな
のですけれど、公営住宅は行政が建てま
すけれど、今美幌町にある空き家、結構
あるのです。

買ってもらえないもしくは買う方と折合

わないもしくは条件が合わないだとか、
でも美幌町には数百戸の空き家があります。

これを行政で有効利用するために、移住
政策もやっていると思うのです。

それであれば、戸建ての公営住宅とし
て活用できないのか、その検討に入れな
いのか、これを最後お聞きしたい。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 空き家対策とい
うか、その町の中で空き家がたくさんあ
ったり、また、その自宅を持っていて自
分の住宅が古くなってきて、そこにいら
るのがちょっと難しくなってどこかにい
うことのそういう状況は、私も分かります。

ただ、それを行政の中に全て求めるとい
うのは、私はちょっと無理があるかなと
思っております。

ですから、それは、私どもの町だけでは
なくて、やはり国なんかでも関わってい
ただいた中でいけば、住宅を、空き家を
少しでも壊すような施策が国のメニュー
であって、要望してそういうメニューがあ
ったり、それから空き家を少しでも有効
にしたい場合には、リフォームして少な
くとも他の町から来て、そこに滞在して
もらう。

ただ、そのためには、家がリフォームで
きたから、それで物事が進むという話
ではないので、それはどこかの形で、ど
かというよりもきちんと行政なりが、そ
れから民間なりの人たちと協力してフォ
ローしなければ難しいかなと思ってい
ます。

それと、今の公営住宅の空き家の対策
について次回という話ではありますが、
先ほど言いましたけれども、何かの空
いているところを転用してというような
部分の中では、なかなかちょっと難
しいかなと思っております。

ですから、まずは、これからの公営住
宅の在り方というものを今回計画つく
って、当然、時期等については今の財
政計画との整合を考えながら、そこと
合わせて見込んでということで、今、
財政計画をまとめよ

うとしていますので、そういう部分の整合はきちんと将来に向けて、これからの美幌町の町民の方々というか、未来の町民の方々に迷惑のかけない、そういうまちづくりはきちんとしていかなければいけないかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の最後の町長の回答で、しっかり私も今後またいろいろなことを考えて町長にお聞きします。

今日、実は公営住宅以外になぜ2本質問したかという、今の流れなのです。

リフォームして住宅環境をきちんと維持して、コミュニティーも含めていいまちにしましょうと。

ですから、片方リフォームをやりながら、片方空き家が増えていく。

住環境が全然昔と違って空き家があるあの通りはすごい寂しいのです。

ですから、少しでも住む方にはしっかり住んでもらいたい。

そして、いい暮らしをしてもらいたいという気持ちもあって、平成23年度に住宅リフォーム制度ができたのかなと私は思っています。

今度は住宅リフォームの質問に入らせていただきます。

実はこの住宅リフォーム、平成23年度にできたときに、町長もたしか経済部、どうだったかなと思ったのですけれど。

分かっていると思うのですけれど、当時250万の工事をやれば50万円補助できます。

この50万円でもって、実は工事施主にお金が返ってきたら、その分を商店街で物を買ってもらおう、違うものを買ってもらえるのではないかというのを、実は当時の経済部側はそういうふうな部分もあったのです。

あとは、建設指導の方向でありますので、それはちょっと置いといてということ

になった。

そのときに、実は金券を発行できないかということで検討に入った。

当時会議所側のメンバーとして、そのときの行政の法律では、行政の金券発行ができなかった。

それが、今から10年ぐらい前に行政の金券発行が許可されるようになった。

今のリフォームは、結果的には金券を絡まない制度のまままきているということで、僕はこれを今後導入すべきと思うのです。

それは、行政の考え方ですから、あくまでも住宅環境だけのことなのか、入ってくるお金を使ってもらうのか。

それとも、極端に言えば200万でやるより250万でやっても50万入ってくるのであれば250万まで工事やりましょう、いい住宅を残しましょうという政策なのか。

いろいろなパターンがあるのです。

それも行政の考え一つ。

ただ、どちらにしても経済効果としては、リフォームというのは相当大きな効果があることを私も分かっています。

皆さん、一生懸命業者もお客さんを見つけては、ここを直そう、あそこを直そう、ここを直したらいいのではないかということの積み上げの中で、やはり150万、200万近いリフォームの人が多くなる、これは分かっています。

でも、残念ながらそうでない方もいます。お金が少なくて、50万の工事すらできない。でも、50万切って48万なら補助金ゼロ。いやあっちの人は、250万やったら50万補助金きたわと。私もお金なくて49万なら補助金ゼロですと。

何か僕は今でもこれが平等だと思えていない。

それを聞くのに、まず1点目。

町長にこのリフォームについて聞きたいのですけれど、過去に、12年前にリフォームしたとき、仮に60万で直した、10

0万で直した、250万の方もいるけれど、12年たてば住宅のどこかいかれたら再度もう1回リフォームしたいという方が出ているのです。

こういう方々を救う方向で、今回検討には入っているのか、入っていないのか、ちょっとお尋ねします。

町長。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今の検討状態を全部報告受けて、私が理解、今、お話できるだけの内容はちょっと持っておりません。

ですから、担当から今どのようなことが主題になって、内部検討しているかというのは答弁させていただきます。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） はい、ただいまの御質問でございますが、今年度は最終年ということで、次期のリフォームの制度の見直しということで現在着手しているところでございます。

1点目としましては、今、松浦議員から御質問がありました再度の利用の関係ですか、あとまた下限額、今現在50万円という下限額がありますので、その辺をもう少し使いやすい制度ということで、その辺につきましてもこの場で幾らとはちょっと申し上げられないのですけれども、なるべく使いやすい制度にということで検討しているところでございます。

そのほか、工事の内容につきましても今まで駄目だったものなるべく使いやすいようにと、総合的にちょっといろいろアンケート調査ももらっておりますので、そういったものを加味してなるべく町民の皆さんが使いやすい制度になるようにということで、現在見直しを進めているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 現在のリフォー

ムについては、コロナの関係で通年申込みができるように2年前から、ちょっとだけだったのですけれど、これを次年度からやるのであれば、4月の集中でなくて、どこでもいいから申込みできないと、秋に家が壊れてリフォームできない人と計画した人の差が出ているのです。

計画があつてリフォームをやる人もいますけれど、急遽直さないといけない人もいて、結果的には美幌町民ではないですか。

それであれば、ある程度の予算措置をしっかりとっておけば、当初の目標の中で春先の申込みではなくても、夏、秋の申込みも可能かなと思うのですけれど、そういうのも含めてもう少し利便性にそういう申込みの流れだとか、あとは財政の猶予できるような金額の幅を持たず計画、これをやっても僕は経済効果がいいのかなと思うのです。それがまず1点。

それと2点目は、50万以下の方に対しても、やはり住宅のリフォームはリフォームですから、しっかりやるべきかなと思いますので、今検討に入ると聞いたのですけれど、今回二つの質問の美幌町にある住宅リフォーム促進事業と住宅整備事業。それと介護保険の人方の日常生活給付金。

これは金額がみんなばらばらで、一部リフォームが入っています。

どれがいいのかというと、介護認定を受けた人が20万までの工事なら率はいいですが、介護認定受けている方で結果来られない人、お金の少ない方、これ以外の住宅を直すのに結構お金かかるのですよ。

そしたら、結局介護用品はいいけれど、住宅で100万直すよといったってお金がないから直せないとしたら、古い住宅のまま介護用品を買ってやっている、住んでいる方も結構いるのです。

でも、残念ながら住宅が売れないので公営住宅に移転できないのも現状で。

ですが結局、予算の少ない方は家が新しくならない、でも誰も買ってくれないので

公住も入れない。

ここのところ、やはり住宅政策として何か活動があつていいのかなと思うのです。

今回質問した住宅整備改善事業と合同したらどうですかというのは、こっちは10万円までだったら9万円補助金で、20万でも10万ということは、50万でも10万なのです。

そしたら、住宅リフォームを合体したって、何も遜色ないのかなと。

ただ、該当する方が介護認定を受けていない障がいを持っている方ということになるため、なかなか該当者が少ないので、こちらも該当になる方がなかなか使いにくいので、合併したらどうかなということなのです。

今回は別々だということですけど、逆に先ほど全部が全部町長でないと云われたのですが、僕はこの住宅整備事業資金も合体して見直すべきと思います。

その辺については再度どうでしょうか。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 順番にお答えすると、リフォーム制度の見直しをしています。

それは、どこかの時点でということであるから、今計画している人が秋にするのと来年計画するのでは差が出るよという話については、これはどこかのスタート時期の線引きなので、それは理解いただきたいとか、そこまで全部拾う話。

だから、現在の制度で今年の予算もある程度組んでいる中においては、それで今年はやっていただく。

ただ、早い時期に来年から制度が変わるよと。

本当は秋にしたいのだけれど、来年までもし待っていただけるのであれば、来年にやれるためには早い時期にきちんとそういうことを伝える必要があるのかなと思っています。

リフォームということですね。

それから、今、介護の関係の部分の中のいろいろ制度があるのですけれど、それが全て一緒にすることがいいかどうかというのは、それぞれのできてきた流れとか経過があると思うのですね。

例えば、御質問でいただいた部分の制度というのは、介護保険では当時本人の1割負担というなら9割は出してもらえると云う話。

そして、リフォームについては2割いるわけですから、ある程度高額になればそれはそれで満度なのですけれど、定額になっていた場合は片方で9割をいただいて、片方のリフォームの部分では2割ということを考えたら、下限の金額についてはこっこの2割を9割まで上げないと、私は一緒にはならないのではないかなと思っています。

そして、もともとその制度が何でということ考えたときには、やはり別物だという認識のほうがいいのではないかなと私は思っておりますので、今回の答弁の中では本来その役割が違うので一緒にすることは難しいと、考えていないというのは、そういう意味で答弁させていただいた状況であります。

○議長(大原 昇君) 12番松浦和浩さん。

○12番(松浦和浩君) 年間リフォームの申込みは結構多くなってまして、23年、24年、25年ぐらいはお金の枠が手一杯になって、追加予算をつけたということもあったのではないですか。

今、町長の答弁でいくと、打切りではなくて前は追加予算ついたらと。

これからも追加予算をつける筋が心の中で残っているのかどうか。

町長にお聞きしたいのです。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 打切りという意味はどういうふうに捉えたか、ちょっと誤解を受けては困るのですけれど、従来今まで

のやり方というのは、リフォームをすることによって経済効果というか、そういう業種によって中の建設に関わる、修繕に関わるような、設備に関わる人たちのどちらかという大型でなくて小さい企業の方々をやっぱりきちんと応援すると。

かつ、個々の住宅を直すということの中でやってきたと思うのですね。

ですから、ある意味ではその状況を見れば、予算を上乗せしてやってきて、可能な限り希望のかなうやり方をやってきたと思っております。

今後について、例えばいろいろな制度を見直したときに、本当にそれが単年度で全て満たすだけの予算を組んでいけるかというのは、ちょっとそういう意味ではどこかで考えなければいけないのではないかと私は今、そう思っています。

ただ、今の流れとしては、どちらかという希望のかなう、言うならば補正を皆さんにお認めいただいてやってきているのが現状だと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今、もうどうにかこうにか補正がついたりしているという現状を考えたら、今後その幅があっているかなと期待しています。

このリフォームの考え方について、今まではどちらかという現金で戻す支給でしたけれど、コロナ後の経済対策を考えれば、思い切って助成金については、商店街に使う金券に変えるというやり方というのは検討に入れないのか。

その辺どうでしょうか町長。

コロナ対策を考えて、コロナ後景気対策を考えた場合。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今現在では、御提案があった内容では考えておりません。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 時計が1分違うということなので。

ぜひ、私は考えるべき時期がコロナ後の景気対策、相当冷えたのを上げるには何かの手を打たないといけないと思っています。

もう一つ、この合体したほうがいいのではないかという住宅整備事業については、年間数件の申込みもないような状態なので、これは民生部に聞いたらもう少しいろいろな人にアピールして周知を図って使いたいということになりますので、これはぜひまだまだ使う方がいると思いますので努力してほしいと。

以上、公営住宅と住宅リフォームについての質問、終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、12番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時といたします。

午後0時38分休憩

午後2時00分再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、2項目2点につきまして質問させていただきます。

まず、自治会と行政の連携について。

自治会組織を維持するための行政支援についてお尋ねをいたします。

何のために自治会はあるのか。

自治会は必要か。

自治会がないと不便なのだろうか。

山梨総合研究所のある研究員が、自治会活動に着目して考察するきっかけとなった素朴な疑問です。

自治会は日本特有のシステムであり、これまでのまちづくりに一定の成果を出してきた社会資源であることは疑いの余地はあ

りません。

また、行政とのパイプ役、行政サービスの一端を担い、行政の効率化も図っています。

しかし、社会構造が大きく変わった現在、全国一律的な自治会活動では、立ち行かなくなっているのも事実です。

近年は、人口、世帯の減少に加え、単身、核家族化、高齢者のみ世帯の増加など、世帯構成も様々で、その世帯ごとにライフスタイルが違うと言っても過言ではありません。

さらに、車社会、コンビニ文化、SNSで世界中の誰とでもつながることができる環境など、自治会として共に助け合う機会が大幅に減少しているのではないのでしょうか。

防犯や防災、交通などの地域の安全や災害情報については、警察や町に登録することで、送信されるメールで情報を得られます。

子供会や老人会などの福祉活動も、少子化や新型コロナウイルスの影響で少なくなったり、会自体も解散しているところがあります。

弔辞関係も葬儀会社が全て取り仕切るケースが増え、自治会が手伝うこともほとんどありません。

このように、自治会の役割がほかの仕組みで代替されているものやイベントなどへの参加者減少など、そもそものニーズが減少したり、変化したりしています。

高齢化による負担増加、高齢世代とそれ以外の世代との意識や使える機器の差、行政サービス補助として担う自治会機能の限界などについて改革しなければ、自治会という社会資源自体が機能しなくなるところまで来ていると言われてしています。

また、自治会運営の課題として、役員の成り手がいない、少ない、自治会全体が高齢化して活動に支障が出ている、行事活動等の参加者が少ない、役員の負担が大きい

など挙げられています。

美幌町においても同じような課題を抱えていると思います。

行政として、これら環境の変化にどう対応してきたのか。

昭和、平成、令和とそれぞれの時代に即した支援を行ってきたのか。

今後、どのように支援していくのか、町長のお考えをお聞かせください。

2点目です。

町広報紙の配布について。

町広報紙の配布方法見直しについてお尋ねいたします。

美幌町広報紙発行規則では、「広報は、美幌町の区域内にある全世帯に対して1部ずつ無料で配布する」となっていますが、その配布方法については、具体的に記載されていません。

配布方法には、一つ、新聞折り込み、二つ、自治会、町内会が配布、三つ、シルバー人材センターを利用、四つ、広報スタンド設置、五つ、ポスティング、六つ、デジタル配信の六つがあると言われていますが、美幌町としては、全世帯配布するためにはどのような方法をとられているのか、現状についてお聞かせください。

昨今、ペーパーレス化が進み、ホームページでも広報びほろを見ることができ、美幌町においてもデジタルトランスフォーメーション計画を推進しています。

今後、広報紙の配布方法も見直しする時期が来るとは思いますが、町長のお考えをお聞きします。

以上よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

初めに、自治会と行政の連携についてですが、これまで環境変化への対応につきましては、町も事務局として、自治会連合会と常に情報を共有しながら、側面的な支援に努めており、自治会との懇談の中で、現

状とニーズの把握を行うとともに、その課題解決に向けた方法の検討を重ねてきております。

これまでの具体的な支援としましては、近年では、平成30年に自治会所有の防犯灯が町に移譲され、LED化を行うとともに、集会室にイスやテーブルを整備する際の補助金の創設、令和2年度には、各自治会が支払ってきた自治会連合会の部会費を町補助金からあらかじめ差し引くことで自治会の事務を軽減、また、全自治会の自治会活動保険に町負担で一括加入しております。

さらに、令和3年度には、集会室のLED化を実施するとともに、コロナ対策として、全集会室を対象に空気清浄機の導入または導入費の補助を実施しており、令和4年度からは、資源ごみ収集に対する自治会還元金に新たに段ボールなどの紙類を加えることで自治会の収入増につなげるなど、運営内容の変換や自治会活動の拠点となる施設整備等により、活動の活性化が図られるよう支援を行っております。

昭和47年に町内に自治会が発足してから半世紀が経過し、その間、社会構造の変化、情報伝達手段の進化等によって、自治会を取り巻く環境は大きく変わってきています。

今後におきましても、自治会連合会と意見交換、情報共有を行いながら、自治会の主体性を尊重した中で必要な支援について、タイミングを逃さぬよう実施してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、町広報紙の配布についてですが、現在、町広報紙の配布については、1人でも多くの方に情報をお届けするため、自治会による戸別配布を行っており、9割弱の世帯に配布しております。

それ以外の世帯につきましては、町広報用パンフレットラックを町内大型スーパー3店舗の協力を得て設置しているほか、公

共施設でも配布しております。

情報社会の進展によって、情報をお届けする媒体は、それぞれのニーズに合わせて多様化しており、広報紙についても紙ベースに限らず、それ以外の方法も必要と考えております。

これまで、町ホームページ、無料ポータルサイトへの掲載によって閲覧可能となっておりますが、今後においても継続して情報収集を続け、将来的な手法の見直しについて検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） それでは、ただいまから再質問させていただきます。

自治会の問題はよく自治会それから自治会連合会の話だよということで、行政は側面的な支援だよという話は十分承知しながら、再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、自治会の経費という観点から再質問させていただきます。

令和4年度の予算で、自治会活動運営等補助金480万7,000円というのがあります。

これは多分、各自治会に活動運営資金として配っているお金かなと思うのですが、そのほかに連合会に補助金を出したり、それぞれの部会に補助金を出したりいろいろしていると思います。

そして、1点目のこの自治会活動運営等補助金のこの積算根拠。

うちの自治会を見ますと、世帯数に190円をかけてその地域割の特性で、うちの自治会ですと2万7,000円がついて算出されているようなのですが、この積算根拠について改めてちょっと確認したいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

積算根拠といたしましては、二つに分かれておまして、自治会活動運営補助分ということで、先ほど190円ということでしたが、令和2年度に改正しておりますので、現在は1世帯当たり340円を支払っております。

そのほかに、均等割といたしまして、1自治会当たり150世帯以下は2万8,000円、249世帯以下は3万1,000円、250世帯以上が3万4,000円ということになっております。

そのほかに自治会所有の施設を所有している自治会につきましては、施設管理分ということで電気料、水道料の基本料金を補填しております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 私が調べた当初よりも若干上がって補助金を出していただいているということです。

令和3年度、昨年度の実績をうちの自治会を参考にしてみますと、自治会運営等補助金が5万8,260円いただいているのですね。

ちなみに90世帯前後の自治会です。

そして、その中で各連合部会の負担金、今は差っ引きになってもらえるようになりましたので、それが2万7,255円差っ引かれて実質3万1,005円の自治会運営等補助金をいただいているという状況です。

しかしながら、その中に社会福祉協議会負担金というものが世帯割で引かれておまして、これが1万7,000円引かれております。

それから、共同募金と歳末助け合い。

これも世帯割で引かれるというか、持っていくようになっているのですよね。

共同募金が2万8,050円、それから、

歳末助け合いが1万7,000円、合計で6万2,050円が引かれているというか、それぞれ補助金拠出金として支出しています。

先ほどの3万1,000円から6万2,050円を引くと、実際補助金をいただいておりますが、約3万円を自治会が持ち出しているという状況ですよね。

この補助金のほかに、報償費として8,000円をいただいておりますが、さらに、母が贈る子供劇場基金というのが令和2年度まで引かれています。これが1万円引かれていました。

ということは、令和2年度は約4万円を持ち出したという状況です。90世帯の自治会で。

多分、自治会の世帯数が多くなればもっと増えているのかなという気はしますけれども、それらを踏まえて、こういう自治会経費、町はそれこそ5万幾ら負担しているのではないかとおっしゃいますが、実際はマイナスになっているという現状について、町長どう思われますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、自治会の会計というか、予算のお話をさせていただきました。

それで、町から出す補助金、それから、自治会自体がそれぞれに負担しているもの。

それが、正直言って私どもがどうこうというよりも、補助することに対して皆さん方として不満だということであれば、いろいろ相談しなければならないことだと思うのですね。

そして、今、自治会ごとにそれぞれ会員の方に自治会費を払っていただいておりますが、マイナスでいるわけではなくて、もともとは皆さんからいただいたお金に対してそれぞれのところに出しているということなので、その出し方が本当にそれでいいのかということは、これからやはりそれぞれ

の自治会が考えることではないのかなと思っている。

例えば、私の自治会なんかでも、その共同募金なんかについては、それぞれ個々にお問い合わせ、福祉部長あたりが集めた時期があったのですが、それは負担が多いからといって、皆さんから集めていただいたお金は、定額的にそこから出してしまおうというか、そういうやり方も含めてやはり地域の皆さんが、今言われたような社会福祉協議会とか、助け合いとか、そういうところに、皆さんのいただいた会費を出していくことの内部というか、自治会内での協議はやはりきちんとしなければならないのではないかなと思っています。本来の補助金に対してどうかというよりも、それは皆さんがこの補助金では非常に困ると。

やはり、町としてというよりも行政として支援をしていただきたいということであれば、しっかり向き合うという考えは今までもしっかりとってきております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 考えは分かりました。

それぞれの団体からおたくの自治会は何名いますのでこれだけですよということで、請求書ではないですけどそういう形で来ますので、自治会としては仕方なくそれを払っていると。

今の考えでいきますと、例えば1軒1軒共同募金お願いしますと回って、予定額の50%であろうが、30%であろうがそれを納めて、いやもうちはこれしか出ませんというやり方が正しいやり方なのではないかという、多分町長はそういう考えで発言されたのかということで理解はいたしました。

自治会へそれをきちんとやってくれという話だと思いますが、行政における自治会の位置づけということで、若干お話しさせていたいただきたいのですが、美幌町自治基本

条例があります。

その中の23条から25条にかけて、自治会とは書いてないのですけれども、コミュニティという形でいろいろ記載されています。

例えば、23条ですと「コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた多様な組織及び集団といたします」と。

当然、この中には言葉を読めば自治会も入ってくるのかなと受け取れます。

自治会以外にもコミュニティということですから、いろいろな、例えばサロンですとか、街角カフェですとか、あるいは今一生懸命やってもらっている男談農園とか、こういうのも一応この多様な組織及び集団いわゆるコミュニティになりうるのかなと思います。

そして、今、大きく、ほかの自治体では、いろいろなこの自治会の加入を目的としたものを含めて、いろいろな条例、あるいは自治基本条例の中にうたっている自治体もあります。

自治会等の加入に主眼を置いた条例をつくっている自治体もあります。

これは、例えば倶知安町がそうなのですが、倶知安町内会等への加入及び参加を促進する条例というのを倶知安町ではつくっています。

目的では、地域住民の町内会等への加入及び参加を促進することに関し、基本理念及び必要な事項を定めるということで、こういう条例をつくっているところもあります。直接的に自治会の加入に主眼を置いた条例ですね。

あるいはこれからちょっと一步引いて、地域コミュニティの推進や活性化に関する条例であって、自治会等への加入を規定するもの、こういった条例をつくっているところもあります。福岡県宇美町ですね。

この条例は、宇美町地域コミュニティ推進条例という条例です。

その中でも自治会ということで定義して
ます。

町長が定める区域の1区域の居住する町
民によって構成された自治組織で、町長が
認めたものを言うと。

自治会の役割ということで、明確に自治
会と役割を書いているそういう条例もあり
ます。

さらに、いわゆる自治基本条例や住民参
加条例であって、自治会等の加入を規定す
るもの。

要するに、美幌町の自治基本条例の中に
自治会のことを書いているというところで
す。

これについては、福島浪江町とか、長
野県長和町がつくっているということで、
長和町住民自治基本条例第2条の中に区自
治会ということで、明確に自治会という言
葉でうたっています。自治会は区を統括す
る自治組織を言います。

さらに、区や自治会の意義、住民の責務
とか、区や自治会の役割とか、そういうこ
とでうたっていると。

だから、自治基本条例の中に入れてい
るけれども、きちんと自治会をうたってつ
くっているという自治体もあるというこ
とで、美幌町の今の自治基本条例を見ると、
自治会はさらにこのもう一つ下のランクに
位置するのかなという認識なのですが、今
までにこの自治基本条例は、何回か見直さ
れてきたと思うのですけれど、なぜ、あ
えて自治会を明確にうたっていないの
かなと。

多分何回か改正する機会があったと思
うのですけれど、なぜ自治会を明確にう
たっていないのか、その理由が分かれば
お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私どもで住民の
皆様とお話をして、住民自治の基本条例
を定めております。

それは、地域づくりというか、町の存在

自体が主役はあくまでも住民だとい
うことの位置づけをしっかりと確認する
というか、それぞれのこの美幌町にお
ける国で言う憲法に値するものをつ
くりましょうと。

国が言う主権はということとなれば、
美幌町における主権と言われるその中
心は住民だということの位置づけなの
ですね。

その中で、コミュニティーとその自治
会という関係をやはりきちんと理解し
なければいけない部分もあるのかなと
思っています。

そして、私どもの皆さんとつくった
中でいけば、コミュニティーという一
つの位置づけはしております。

それで、コミュニティーという部分
でいけば、私はよく地域コミュニティー
というのですけれど、その地域ごとに
特定目的があるものとか、特定目的
がないもの。

要は、これがその自治会とか町内会
の本質になるのですけれど、何で必要
なのかという部分の考え方というのは、
やはり地域での自発的な動きという
か、言うならコミュニティーの中の
内数という考え方を常に持つ必要があ
ると思うのです。

ですから、そのコミュニティー等を
置いた場合には、例えば地域ごとに
特定目的がなければ、自治会とか、
それから子供会がこれに該当するし、
地域ごとに特定目的がある場合には、
例えばまちづくり協議会とか、子
育ての支援グループとか、それも
コミュニティーですし、そういうこと
を全部まとめて町のそれぞれのまち
づくりするための位置づけをしてい
うことで、あえて自治会だけに特記
して、当時はそういう論議はしたの
ですけれど、あえてそこで具体的に
こういうものがコミュニティーの中
に入るけれども、自治会はどうだ
という位置づけはしてこなかったと
自分は認識しています。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典
さん。

○1番（戸澤義典君） コミュニティーと

言ってしまうと、自治会も当然入ってくると思います。

それで、事が足りているからあえて入れてないのかという話はあると思うのですが、先ほどもいろいろありましたけれども、今、役員の成り手がいないとか、人が集まらないとかいう中であって、ぜひこういう美幌町の憲法となりうる自治基本条例の中に、明確に自治会というのをうたって、皆さんは向こう三軒両隣が集まって自治会をなし得ますので、そういうあえてうたうということも今後必要なのかとは思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 基本的には、町長が御答弁申し上げましたとおりでございます。

規定上の話を事務レベルでお話させていただきますと、明文化、条文の中には今回自治会ということはどううたわれてございません。

ただ、先ほど町長もお話ししましたとおり、町民が積極的にいろいろ参加をしていただく、そういった共助コミュニティーというのは、幅広く解釈できるのだろうということで、今回明確にはうたっていないと。

ただ、今回この条例を整える段階にあたって逐条解説を定めておりますが、その中におきましては、このコミュニティーを具体的に自治会、そしてNPO、ボランティア団体、そういったことでしっかりその逐条解説の中では示させていただいてございますので、そういったことで御理解いただきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今後はさらに踏み込んで、自治会に加入を促進するという部分についても、是非御検討いただきたいなと思います。

次、大きく3点目としまして、例えば、

今、美幌町ではありませんが、ほかの自治体では自治会を解散したいのだとたまに聞こえてきます。

実際、自治会を解散してしまったという自治体もあると聞いています。

その場合の行政の対応として、今、広報配布ですとか、先ほど答弁いただきましたけれども9割弱が自治会に頼っていると。

それから、回覧版の文書の処置。

こういうのは、例えば自治会がなくなったらどうなるのだろう、行政が困ることはなんだろうと考えたときに、自治会がなくなったら、この広報、回覧のほかにも、何か困ることが多々あると思うのですが、大きなところは何かと思いませんか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） もし、自治会が解散した場合ということでございますが、今現在では、自治会に担っていた業務といたしましては、まず、先ほどありました広報の配布、それから防災面での影響が大きいかと思われます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） いろいろ考えたときに、町民は自治会に何を求めているのかと私なりの頭で考えたときに、自治会の負担になっているのは多分会費、それから会の役職なのかなと。

自治会の負担になっているのは、会費の役職なのかなと。

それから、いろいろ賛否両論があるのだろうけれど、自治会の行事ですとか、広報の配布ですとか、先ほど言った回覧。

これは、自治会でもやってもらいたいとか、いやそのようなものなくてもいいなど賛否両論です。

それから、除雪とか声掛けは弱者支援に必要なのかと。あと、交通安全とか環境美化、自治会で言えば花苗の花壇整備。それから、先ほどあった防災。

これらはどうなのかなと思ったときに、

例えば交通安全は部会もありますし、いろいろボランティアでやってくれるところもありますし、花植えについても美幌町は自治会でやっていますが、ある自治会はもう花だけ提供して、全部ボランティアでやってもらっているという自治会もあると聞いています。

防災についても、阪神・淡路のときに、本当に自治会が防災で活躍したかという、6%ぐらいしか機能はしていなかったという実例があるそうなのです。

防災については、隣近所との助け合いというのは非常に重要だと思うのです。

自治会というよりも、これが本当の共助だと思うのです。

そうすると、防災についても、自治会がなくても大してやっていけるのかという感じが受け取れるのですけれど、今後、もう自治会が解散したのだ、解散したいのだという自治会が出てきた場合、行政の対応は認めるしかないと思うのですけれど、それはどうなるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 自治会から、今言われたように自治会を解散したいという話があったときには、行政というよりも、皆さん方にとって自治会はどういう役割をしてくるのかということ、一部原則的な話になるかもしれないですけど、お話をきちんとしなければいけないと思います。

それで、今、災害のときに自治会ということの機能しなかったとおっしゃった部分と、実はそういう災害とか何かのときはすぐ機能したと。

だから、今、隣近所の関係というか、もともとは隣近所の関係があって、それが自治会というか町内会の一つのコミュニティーの形成をしたことなのですね。

それが、いつの間にかいろいろなことが大きくなって、これも、あれもということで、自治会が抱え込むこと自体が皆さんに負担になってきたことが大きな理由だと思

うのです。

その流れとしては、今言われているのは、答弁書にも書かせていただいたのですけれども、各自治会に合わせた活動というか、御質問でもありましたけれど、一律自治会はこうしなければいけないという考えではなくて、今できることとか、地域のコミュニティーというのはきちんと保つのだということを考える必要があると思うのです。

ですから、広報が行政として配ってもらえないから困るとかそういう論議は全く私は思っていませんし、逆に災害とかそういうようなときに、その役割としては、ふだん余り思っていなかったときには、逆に皆さんが、周りの人が、自治会というより皆が結束して力をそこに出すというか。

だから、そういうことをやると、これも一つの事例ですけれども、なかなか人が集まらない、自治会がもう難しいとなったときに、そこに会長さんになられた方が、いやどうしようかといったら、もう健康づくりでいこうと。

健康についてみんなでその地域の中で話して、人に集まってもらおうとやった例もあるし、ある会長さんは、いろいろなことを言っても駄目なので、防災というような災害があった場合どうしたらいいかということ、そういうふうにかけるとか、そういうふうにかけるところもありますし。

あとは、その事例でいけば、自治会と言ったら会長さんとか、役員が俺たちがやってやっているのではなくて、同じ目線でいうか、へりくだるわけではないけれど一緒にやろうとやっている。

そうすると、そこに関わる中心になる人という人がポイントになるのかということでもありますので、今言ったことなどをしっかり地域の方々に伝えて、その必要性というよりも、あることが大事だということ、伝えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さ

ん。

○1番(戸澤義典君) やはり現状の中で多分1番多くの自治体が困っていると思うのですけれど、役員の成り手不足。

それから、自治会の加入拒否者の多さ。特に若い世代等を含めて。

うちの自治会も昔から入っていた方が、最近、今年度いっぱいやめるわと言ってやめちゃった方もいるのですけれど。

要するに、自治会に入らなくなった、入らない、あるいは1番困るのは多分役員の成り手不足なのです。

この問題点を行政としてはどのように捉えているでしょうか。

○議長(大原 昇君) 町民活動課長。

○町民活動課長(佐久間大樹君) 役員の成り手不足につきましては、自治会によって状況も大きく異なると思います。

町が直接関わるといことは難しいと思いますけれども、未加入対策につきましては、例えば町はパンフレットを転入者に配ったりですか、そのほかにも、広報紙で年に何回か自治会加入促進率とか、活動の紹介を掲載しております。

今後につきましても、自治会と連携をして、協議をしながら支援を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(大原 昇君) 1番戸澤義典さん。

○1番(戸澤義典君) なかなか小さい自治会で本当に役員の成り手が少ないということで、今、大きいところでは400近い世帯がいる自治会とか、少ないところだと50世帯の自治会とか、ばらばらですよ。

それから、地域も住所的に言えば稲美だ、美富だとか混ざっている地域とか、いっぱいあると思うのです。

そして、自治会の地域割りとか、合併とか、そろそろ必要な時期に来てるのではないかと。

当然、自治会とか、自治会連合会の話なのですけれど、自治会、自治会連合会だけでは、当然、合併や見直しとなると進んでいけないと思うのです。行政の手を借りないと。

過去、この地域の見直しとか合併について、話題になったことは何かありますか。なかったか、あったか。

○議長(大原 昇君) 町民活動課長。

○町民活動課長(佐久間大樹君) ただいまの御質問でございますが、合併ですとか、解散ということについて議論になったかということでございますけれども、解散については、今のところ聞いたことはございません。

合併につきましても、自治会連合会の総会ですとか、理事会の中で議論されたことはございませんけれども、個々の自治会で、将来的にそういうこともというのを話したことがあるという話を聞いたことがございます。

○議長(大原 昇君) 1番戸澤義典さん。

○1番(戸澤義典君) なかなか自治会とか、連合会から上がってこない、行政側としても受けないとは思っているのですけれど、やはりその自治会の世帯数の格差ですとか、成り手不足を解消すると、ある程度の均等性を持たせたほうが、成り手は増えてくるのかなという部分もあると思うのです。

若い世帯だけの自治会とか、平均年齢が高いところの自治会とかいろいろあるのでしょうけれど、今のままでは、なかなか現状の問題点を打破できないということで、今後、少しでも連合会、自治会から合併や見直しの要望があったときには、ぜひ行政が主導して進めていただきたいと。

多分、ここ2、3年のうちにそういう話が出てきてもおかしくない状況にまで来ていると思うのです。

ちょっと時間がないので、2番目の質問

に移らせていただきます。

先ほど御回答いただいた中で、パンフレットラックを置いてますということで御回答いただきましたが、置いている場所はそれぞれスーパーとか、公共施設ということで伺っています。

全部で何部置いて、残部数はどのくらいあるのかと。

要するに、利用率というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまのスーパー等のパンフレットラックに設置している部数でございますけれども、全体で公共施設も含めて120部ほど設置しております。

公共施設は数部残っていることがございますが、スーパーなどはほぼなくなっております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 先ほどの自治会配布以外の1割弱がこういうラックを利用しているということで、120部ではなくなっているということですのでけれど、多分何割かはまだ手に届いてない世帯もあると思いますが、その辺は大体どのくらいで見積もっていますか。

実際、広報紙が届いてないという世帯。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 現在の世帯数が9,300ぐらいで、1割程度配布していないとなると、七、八百。そこから、スーパー等で120部ほど配布しております。

また、たまに問合せとかでもあるのですが、ホームページで御覧いただいている方もございますので、数百人は全く手元に届いてないという方もいるかなと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 美幌町広報紙発行規則というのがあって、これに基づいて発行していると思うのですが、この中で、広報は美幌町の区域内にある全世帯に対して、1部ずつ無料で配布すると明確に発行規則でうたっているのですが、自治会に配布を依頼するようになった経緯というのはいつ頃から、何で自治会に配布依頼することになったのか、その前はどのような形をとっていたのか、もし分かれば教えていただきたい。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 自治会へ広報の配布を依頼するようになった経過でございますが、広報は昭和27年から発行しております。

その際は自治会という制度ではなく、区制度をとっております。

区には区長がおりまして、区長は行政からの報酬を得て、行政の業務の一部を担っております。

そのときに、広報が発行された昭和27年に、区長の仕事の中に広報の配布ということが盛り込まれたことから、その流れのまま自治会でも配布していただくということになったと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今はホームページでも見られるようになってはいますがけれど、このホームページの掲載というのは、いつ頃から始まったのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 平成23年度から広報紙をホームページに掲載しております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 平成23年からということで、もう10年ぐらいたっているのですよね。

予算的な話をさせていただきます。

広報の作成業務委託料で、令和4年度予算が899万8,000円と約900万円委託料をとっていますけれども、これというのは広報をつくるお金なのかなと思います。が、先ほど9,300、9,400と言いましたか。

月当たり何部作成して、それにかかる費用は幾らか。

それから、例えば、作成部数を半分にしたら、単純的に半分とならないと思うのですが、経費はどのぐらい削減できるのか、分かれば教えていただきたい。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

広報の印刷部数は、現在8,900部印刷をしております。

先ほどありましたとおり、編集業務で186万1,000円、印刷業務で713万7,000円となっております。

仮に、半分にした場合ということでございますけれども、編集費は変わりませんが、印刷費のほうは逆に上がってしまいます。

1.5倍ほどになるのではないかと見込まれますので、今で行くと100万円とか、200万円は減額になるかもしれませんが、半分になることはございません。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 部数は、半分減らそうが大した削減にならないということですね。

配布手数料、132万6,000円という予算があります。

これについては、多分自治会の配布手数料なのかと思うのですが、1部当たりの単価、要するに積算根拠というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 1部当たりの手数料は13円でございます。

積算根拠でございますが、今のところ見当たらないのですけれども、平成14年からずっと13円で配布をしていただいております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 多分世帯数掛ける13なのかと思うのですが、それ以外のアパートとかもあるから、そう単純に入れられないかもしれないのですけれども。

例えば、自治会によっては自治会に入っていない、要するに未加入世帯については、いやうちは広報を配っていないという自治会もあるし、あるいは入っていないけれど5部ぐらい配るよとって配っている自治会もあるし、まちまちなのですね、今の現状が。

行政としては、自治会に頼んでいる配布、これは未加入世帯アパートも含めて、どのような形で依頼しているのか。

未加入世帯は配らなくていいよとってなのか。

そんなこと言わないと思うのですけれども、自治会に任せるのか。

どのように依頼しているのか教えていただきたい。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 未加入世帯への配布についてでございますが、行政としましては、自治会にできるだけ配布していただきたいというスタンスで、お願いしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） ということは、この未加入世帯も含めた単価13円の手数料を支払っているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） はい。

未加入世帯も含めまして、配っていただいた数に世帯数を掛けて配布手数料をお支

払いしております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 何回もしつこくなってきてすみません。

アパート等も含めて、当然お願いしているという形でいいのですか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） アパートとかも含めて配布していただいている自治会には、手数料をお支払いしております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 今はホームページでも見られるようになってきているということで、ほかの自治体もPDF形式で、そのままホームページにアップしているという自治体が7割、8割ぐらいあるそうです。

ほとんどホームページにアップしているということなのですから。

その中でも、ただアップするのではなく、高齢者や障がいのある方のために読み上げ機能がついたり、あるいは外国人の方が見ても分かるように、医療情報など多言語化できたり、そういういろいろなアプリを使ってアップしている自治体もあるそうですね。

一方で、高齢者やスマホ操作が苦手な方もいるということで、当然紙媒体も配っていると。

いろいろな施策を施している自治体もあるのです。

山梨県の上野原市というところがちょっとおもしろくて、画面に表示された紙面の読みたい箇所をタップすると、ポップアップで文字が拡大されて飛び出すような、デジタルブックツールというのを導入しているそうです。

そういうのですと、多少目が見えづらくても、自分の必要な情報を瞬時にとれるようなツール。

こういうのを使っている自治体もあるところで、ただのPDF化したやつをアップするのも最低限必要ですけども、今後はもっと機能を拡張して、視覚障がい、聴覚障がいの方も含めて対応できるようなツールに改善していく時期にそろそろ来てるのかと思う。

それから、紙媒体で広報びほろを読んでいますと、私も最近ちょっと見づらくなってきていますが、私よりもっと年配の方にとっては、非常に字が小さくて読みづらい部分があると思うのです。

だから、高齢者の方には、もっと必要な、絵で見るのが1番分かりやすいと思います。

情報を伝えるには絵で見る、あるいはもっと字を大きくする。何と言いますか、分けてもいいのかなど。デジタルで見る人はデジタルで見てもらう。本当に紙媒体が必要なのは紙媒体で見てもらう。

だから、一応アンケートをとって、広報紙要りますか、要りませんかというぐらいのアンケートをとって、要る人だけに配ると。

そして、配るのももっと重要なところについては、字を大きくして見やすくするか、いろいろな方法でできるのかと。

だから、今の広報をより読んでもらう、より情報を提供するためには、情報量も大切ですが、情報の内容をピックアップしたやり方も今後必要になってくると思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 今、様々な御提案を議員からいただきました。

まさに、そういった視点で、いろいろな工夫をしていくというのは、非常に重要なことだと認識しています。

今現在、町でも紙媒体に限らずホームページ、フェイスブック、LINE、その他あんしんネット、様々な媒体を通して、皆様に行政の情報またはいろいろなお知らせ

を発信しているところでもあります。

それで、広報等につきましては、行政から積極的な伝達ということになるかと思うのですが、逆にホームページ、LINE、そういったものについては、いわゆるそのアクセスの仕方といいますか、そういったことの工夫も、我々がしっかりと考えていく必要があるのだろうと思っています。

ホームページ、LINEに載せたのでいいということではなくて、そこにいかにこの利用しやすさを求めていくのか、そんなことも併せ持って考えていく必要があるのだろうと思っています。

あわせて、対象の方もそれぞれおりますので、その方のニーズに合わせた形、見やすさ、そういったことも、当然ながら追求していく必要があると認識してございます。

そういったことで、いろいろなニーズの把握というのも必要になるかと思っておりますので、今後その必要性に応じた中で、行政としてもそのニーズの把握、そういったことには、アンケート等も通じた中で努めていければということは検討したいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 先ほど若干紹介した山梨県上野原市のデジタルブックツール。

これについては、どの記事が読まれたか、どんな反応があったかと分析できる機能がついているそうなのです。

だから、この記事は今回人気があったのだとか、手にとり分かるらしいです。

そういうのは、AI 機器を含めて、今後検討されていただければと思います。

そして、先ほど自治会がなくなったら広報配布はどうなるのかと、若干前段お話し

させていただいたのですが、自治会以外の配布要領というのをやはり考えておかななくてはならないと思うのです。

ポスティング、郵送。郵送が多分1 番お金かかると思うのです。

それで、私が思ったのは、大体皆さん家庭は水道を使っている。水道検針員の方が必ず回っていると思うのです。

だから、水道検針員の方に広報を配って、当然、料金は払いますけれど、検針員の方に広報を配ってもらうのも一つの手だと思ったのです。

当然、その代わり一斉に行かないデメリットもありますけれど、ある程度10 日から10 日の間に全部配れるようなこともあるのかと思うのです。

今後は、広報紙の紙面の充実、見やすさ。

それから、アップデートの仕方は、見やすいいろいろな機能を使ったアップデート。

今後は、自治会がなくなってもいいように、広報の配布を自治会だけに頼るのではなくて、広報配布要領も今後考えていく必要があると思います。

これら三つについて、最後、町長何か御答弁あれば。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 広報紙の在り方というのは、今、戸澤議員がいろいろアドバイスいただいた部分は、考えていく必要があるのかと思っております。

そして、お知らせという従来の考え方から脱却しなければいけないのかなと。

要は、例えば、実際にどういう記事が読まれるかという話を分析したのがあり、その中でいけば、特集記事、最近の市政の動きとか、要は誰が主役であるかということを考えたら、町民の動きと関心事のものをしっかり載せるというか。

それから、若者に対しては、よく新聞と同じように連載的にこれを次に読んでみた

いとか、そういうことの広報の在り方というよりも、何を伝えていくかということ、それから、どういう方が関わるかということをしなければならない。

それで、配布なのですけれども、例えばポスティングでやっているところもある。

要は、郵便局をお願いして、これ福岡県嘉麻市。人口3万5,000ぐらいのところなのですけれど、ここは全部に配る。

その中で、最近非常に感銘を受けたのは、超高齢化社会における自治体広報紙の配布方法ということで研究をした、要は自治体職員がいろいろ調べてやった中でいくと、先ほど御質問では六つの方法はあるのですけれども、自治会の在り方も含めて、今でこそ町内会や自治会に配布してもらうことが大事だと結論付けている。

それは、今までのただ配れば良いということではないと思うのです。

人とのつながりとか、その地域での、そして、それぞれの皆さんが、そういう広報を配ることに対する自分の自負とか、そういう持っているものをきちんと醸成していかないと、これから地域は成り立たないよと。

だから、私はどちらかというところ、そういう本来地域がどうあるべきかということのそれぞれ個々でやってきたものを、言うならば、ベース的に日本人が持っているものを、今誰かがきちんと地域の人がもう1回呼び起こさないと。

今の流れにおいてだんだんこう変わっていくだけ、それから若者が入らないのであれば、従来の自治会というやり方を頭に描くから役員もやりたくないだけの話なのです。

だから、そこも変えましょうという誰か本当に核となるような人が必ずいるはずなので、その人たちがしっかり地域に問いかければ、私はまだまだ美幌という地域では、しっかりと自治会という組織は継続していけると思っている。

配布については、全戸配布と割り切れば、ポスティングとか、それから、どこかにお願いしたらいいのでしょうかけれども、そうでない方式を何とか今言ったようなことを努力する、努力していきたいということを伝えていきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 多分、同じような記事を私も読んだと思うのですけれども、要するに、広報があることによって、直接手渡しすることによって、安否確認もできるし、人の輪もつながっていくから、十分ためになっていると。

それを踏まえて、先ほどあえてそういう質問をさせていただきました。

今回は、2項目について質問しました。

これで終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、1番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は15時10分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 それでは私から大きく一つ、子供たちが暮らしやすいまちづくりについて質問させていただきます。

子供たちの成長を応援する取組について。

直近の美幌町の出生数を見ますと、2年連続で90人を下回る結果となっております。

また、今年から美幌高校も1間口削減されるなど、今後、少子化の影響はどんどん大きくなっていくことが目に見えています。

私が一貫して発信しております、子育て働き手世代が元気で輝くまちづくりは、これからの地域の担い手である若手が美幌町に残り住み続け、経済の支え手となることで、まちの活力を維持することを目的とした考え方です。

今後の美幌町においても最重要であると私は考えております。

しかし、その目的を果たすためには、まず、子供たちが元気で郷土愛を感じてもらうこと。

そして、子供たちが安心して教育を受けられる環境。

この二つがとても大切であります。

それを踏まえ、子供たちの成長を応援する取組として、まず1点、子供たちのコミュニケーションの場づくりについて。

2点目、子供たちが郷土愛を感じる教育について。

3点目、障がいを持つ子供たちが美幌町に住み続けることのできる支援について。

4点目、美幌高校の魅力化支援について。

この大きく4点について、美幌町の今後の考え方を伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

子供たちの成長を応援する取組について。

御質問の1点目、子供たちのコミュニケーションの場づくりについてですが、教育委員会社会教育課で実施している子供たちを対象とした事業の主たる目的は、様々な学びを通して、各個人が成長していくことを主眼としておりますが、その中でも、コミュニケーションの場づくりという観点、視点からは、次の三つの事業を行っております。

一つ目は、びほろっ子ワクワク通学合宿であり、異なる年齢・学校の児童が集団宿泊を行いながら学校に通学することによ

り、異年齢の集団生活や生活体験活動を通じて、豊かな心を育むとしたプログラムであります。

二つ目は、おもしろキッズ共和国であり、町内小学校の児童によるグループ活動を進めていく中で、参加者の個性や力を合わせて与えられた指令をクリアするなど、子供たちの自主性を培っていく事業であり、みんながいつまでも仲よしでいられること、成長して美幌町のために活動していくことを目的としたプログラムであります。

三つ目は、高校生リーダー養成講習会であり、町内在住の高校生を対象に、自分以外の他者との関係性を円滑に築いたり、自分の気持ちを相手に伝える、理解してもらうためのコミュニケーショントレーニングを取り入れたプログラムなどとなっております。

このような活動は、同世代・異世代との協働や交流を通じて自分自身を高めるだけではなく、コミュニケーション能力の習得につながるものと思われまので、今後も継続して事業を実施していきたいと考えております。

次に、2点目の子供たちが郷土愛を感じる教育についてですが、学校では、ふるさと教育として道徳や総合的な学習の時間の中で、副読本「びほろ」を用いて、美幌の自然や産業について、一部で博物館学芸員や地域の実践者などの外部講師を活用しながら学び、美幌町について理解を含めた中で、郷土を愛する心と誇りを持ち、郷土の発展に努めることを学習しているところであります。

この郷土愛を育む教育を受け、美幌町の良さを知ることが、児童生徒の健やかな成長とともに、地域に根差す心の醸成につながっていくものと考えておりますので、今後におきましても、継続して取り組み、地域の人材資源を生かした探求的な学習を行い、地域に貢献し、地域を担っていく人材

の育成を目指してまいります。

3点目の障がいを持つ子供たちが美幌町に住み続けることのできる支援についてですが、基礎として地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、NPO、企業等が、障がいのある方への理解、権利擁護の普及など、地域コミュニティーの形成が重要であると考えております。

現状の支援策としては、障がい児通所支援事業として児童発達支援や放課後等デイサービスなどを、また、障がい福祉サービスとして居宅介護支援、障がい者就労支援、グループホーム等の共同生活援助などが行われておりますが、各種支援を効果的に行うためには、地域コミュニティーと協働した保健、医療、福祉や保育、教育といった関係機関の連携、各種サービスや相談窓口の充実、適切なケアマネジメント体制の構築が欠かせないものと認識しております。

障がい児がQOLを保ちつつ、健全で明るく、生きがいを持った生活を送ることのできるよう、支援体制の整備充実を今後も進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

4点目の美幌高校の魅力化支援についてですが、高校が行う魅力化の取組について、昨年度から参加している地域未来留学制度などで、道外から入学した生徒を対象にした帰省費補助や外部アドバイザーを活用した魅力化サポート事業による新たな支援、オンライン事業であるスタディサプリ利用料補助の1年生への拡大の実施など、今年度も支援を拡充させております。

しかしながら、今後も中学卒業生数の減少が続くことから、農業科に加えて普通科にも学級減の危機が迫っているため、生徒の確保について、美幌高校や美幌高等学校教育振興対策協議会とも協議した上で、より効果的な支援を取り進めてまいります。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、大きく4点ほどお伺いさせていただきましたので、随時再質問させていただきます。

町長も教育長も多分御存じだと思いますが、今とても話題になっております明石市。

ここでは、子供と障がい者支援に力を入れた結果、人口も増えて、税収も増えているというところで、前回の国会でも参考人で市長が呼ばれたりとか、とても子供の部分で先進的な町なのかなと思っております。

美幌町が全く同じやり方というか、同じまちづくりで、同じ結果を出せるとはもちろん思っておりませんが、先ほども私がお話しさせていただきましたように、今後の経済、福祉、様々な面からも、子供たちへの投資というのは必要不可欠だろうと思っております。

その上で、大きく4項目の質問を行わせていただきました。

まず1点目、子供たちのコミュニケーションの場づくりについてですけれども、美幌町は社会教育の活動がとても盛んであることは、私もずっと取り組ませていただいておりますので、重々承知しております。

望む子供たちに様々な体験をしてもらえるというこの事業が、しかも地域の大人の人たちがそういったものをつくっているというのはとても魅力的なことだと思いますし、これからもどんどん地域ぐるみでやっていくべきだと思います。

ただ、今回、答弁でもそういった取組とかの紹介とかがありましたし、あと中・高生のまちづくりアンケートの結果を拝見させていただきましたけれども、やはり美幌町はふだんから子供たちが集って楽しめる場というのが非常に少ないのではないかと、私ははっきりしていると思っ

ております。

小さいお子さんでいけば、児童センターとか、きてらすというのもあるとは思のですが、要は、親の目から離れて自分たちで自主的に楽しんだりできるような小学生、またその上の中学生、高校生という子供たちが、いつでも集える場所というのが美幌町には少ないのではないかと考えております。

たしか、前々回の一般質問でも、私からそういったところを御提案を含めながら質問させていただいたと思います。

お金がなくても、子供たちがいつでも集って楽しめるような、特に北海道は冬がありますので、やはり外となると、公園とかはすごく充実してて、広場もあるのでありますが、やはり冬はそういうところで集うというのが現実的に難しいという中で、子供たちが集える場所を設けるといふところの考え方。

町長、どう考えていらっしゃるかなというところを伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今お話いただいたこと、私も中高生のまちづくりアンケート、当然見ました。

その中で、ふだんから本当に集える場所、なかなかこれが何とかそういう場所をつくりたいですというのは、総論的には言えるのですが、具体的にとなったときに非常に難しいという部分は、正直な気持ちを持っております。

例えば、今、私どもでは図書館の建設を考えている中でいけば、もともと図書館は、勉強ではありますけれども、地域の人と皆で集まれる場所として、他の町はすごく人が集っているという部分ではあるのですが、私どもの図書館はそういう場所がもうなくなっている。

そういう意味では、そういう部分は今後考えていくのですが、行政から離れて民間の人たちが、何かそういう部分のいい

かどうか分かりませんが、皆さんが休めて、ソフトドリンクを飲めるようなとか、そういうようなところも、健全でというわけではないですけれども、皆さんが安心していけるような環境ができているところもあるので、そういうところが具体的に1歩進んで、こういうふうにならないかという思いはあるのですが、なかなか実現する努力が足りないことにはなるのですが、本当に悩むところではあります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） とても難しい部分もあるだろうなと思っています。

自分に置き換えて考えると、私たちの頃はまだ地域に駄菓子屋さんがあって、その駄菓子屋さんに300円ぐらい持って、学校で買い食い駄目だよと言われたかもしれませんが、友達とそういうところに行って、その駄菓子屋のおばちゃんに怒られたり、それでいろいろなことを教えてもらったり、友達とそこでつるんだりとかということがありました。

なかなかそういった場所が少ないという中で、今、町長の答弁でもありましたけれども、私も全て行政でやるべきということは、決して申し上げておりません。

ただ、何というか、民間で場所を設置して、そこを自分たちで自己負担しながら子供たちに負担なくというのは現実的に難しいです。

続けていくということを考えると難しいと思いますので、例えば、前回も話しましたけれども、しゃきっとプラザのホールを使うとか、町民会館のエントランスを利用するとか、地域の人たちと、今プレイパークを作る会という団体の皆さんとかもいらっしゃいますし、実際に扶養の範囲とかで働けないとかという人たちも多分美幌町は多いと思うのです。

なので、パートとかアルバイトになるとできないけれども、ちょっとした何かお小

遣い稼ぎと言いつると語弊があるかもしれませんが、お手伝いしながら少しアルバイトのバイト料をもらえてという。

そういったことでの御協力いただける方たち、特にその地域の子供たちのために、地域のコミュニティーのためにということであれば、御協力していただける方がいるのではないかなと私は思います。

なので、それを民間サイドから声を上げてということとはなかなか難しいと思いますので、ぜひ、まず、行政に声をかけていただいて、先頭で引っ張っていただいて、そういう方をまとめて御協力をいただきながら、その場所に行けば地域のおじちゃん、おばちゃんがいる、そして、その地域のおじちゃん、おばあちゃんたちも気軽に来れるとか、そういったことができればいいのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、おっしゃったとおり、やはり私どもとしてはというよりも職員も、私も含めて、今言われた仕掛けというか、アイデア等を示した中で、そのやりとりというか、それに協賛というか、関わっていただけること、そして、可能であれば、皆様方がその一つの主体となって、そういう役割は十分私の責務だと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） やはり地域の人たちの関わりを持ってもらって、そういう場所を町がつくってくれて、そこにしかも地域のおじちゃん、おばちゃんたちがいるというその空間というのは、多分子供たちの教育、大人になる18年間で少しでもその時間が増えれば、子供たちにとっても郷土愛といいますか、とても大きい思い出になるのではないかなと思っております。

何というか、なかなかお金だけで解決できることじゃないというところが難しいと

ころではあると思うのですが、逆に言えば、お金だけではないところで解決できるところもあると思いますので、地域一丸となって子供を育てるところで、先頭に立っていただきたいなと思います。

コミュニケーションの場については、ひとまず置いておきたいと思います。

続きまして、子供たちが郷土愛を感じられる教育についての部分ですけれども、1回目の御答弁にありました中で、副読本「びほろ」を用いて美幌町の自然や産業などについて、また一部で博物館学芸員や地域の実践者などの外部講師を活用しながら学びというところの答弁がありました。

答弁にあった一部というのはどの程度の範囲なのか、また、どの程度の頻度で、どのようなことを行っているのか、分かれば教えていただきたいと。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 一部の外部講師の関係でございますが、今パッと思い浮かぶのは、美幌中学校で森林を活用した授業ということで、これは北海道の東部の森林室の職員、あるいは、地域の指導林家に来ていただいて、草刈りだとか下払い、枝払い等々、植樹から始まって、様々なことをやっているというような状況でございます。

あとは、外部講師としまして、例えば町の職員が中学校に出向いて、美幌町の観光事情だとか、そういったようなこと。

さらには、社会福祉協議会の職員さんが行って、美幌町の福祉について、あと、地元の青少年健全育成団体、ボランティア団体の方々による田んぼの学校だとか、そういった農業に関するようなことについて、取り組んでいただいている状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、教育長から御

答弁あったような体験型とといいますか、町職員による出前講座のような授業だったりとかがあるとお話がありました。

これは、学年とか世代に合わせて、しっかりテーマを設けて取り組まれているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 旭小学校の例でいきますと、総合的な学習としまして、3年生は旭あぐり王国として農業に取り組んでいます。

4年生につきましては、学校の近くに駒生川が流れていますので、駒生川調査隊。

さらには、笑顔プロジェクトさんに協力いただいて、美幌町の特産品について学んでおります。

先ほどの福祉の関係では、5年生がハンディキャップについて学ぶということ。

そして、6年生はマイグッドライフというタイトルで、美幌の良さ、ふるさとの良さについて学んでいるという状況であります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、いろいろとお話を伺いますと、本当に様々な農業だったり、自然だったり、特産品だったり、また、観光、そして、福祉、森林。

いろいろなテーマでやられているということは、わかりました。

ただ、これのテーマの選定というのは、毎年変わるのでしょうか。

先生方の中で、学校ごともしくは学年ごとで毎年決めているのか。

町としてこういうことを決めているのか。

ちょっとその辺りいかがなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 一般的な例でございきますと、毎年4月に各学校で教育課程

を編成しています。

その教育課程を編成する過程で、これは校内で先生方が協議して決めるものでありますけれども、場合によっては教育委員会が間に入って、例えば地域の方々との橋渡し等を行っているという事例があります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 先日、高校の間口対策の関係で、私たち会派3人で、十勝の大樹高校の視察に行っていました。

こちら御存じだと思いますが、一度間口が削減になったのですけれども、町が一生懸命、地域と一緒に頑張っていて、また1間口戻したという取組をされているというところで、余りメディアに出ていなかったのですが、たまたま私がSNSの情報でキャッチしまして、視察の申入れをして行ってきました。

そこで、高校の取組のお話も伺ったのですが、やはり子供の頃からの共同教育というのが、地元の高校に行くと言われれば、すごく大事だということをととても感じました。

美幌町もすごい魅力的な資源もたくさんありますし、それこそ今日、藤原議員からもフリースクールのお話とかも出ておまして、先ほどの社会教育の取組とか、すごい魅力的なものがいっぱいあると思うので、美幌町ならではの教育システムみたいなのをしっかり構築して、例えば、私は美幌学と勝手に今日このお話の中でさせていただきますが、というものをしっかりと地元愛を向上しながら、幅広い、多種多様な子供たちを育てていくという教育システムの構築をしてみてもいいかと思えます。

その中で、例えばそういったところでこういうものを盛り込むのかということであれば、美幌町はほかの近隣の市町村から見ても、様々な職業もあります。たくさん人もいます。

なので、様々な人と、また、職業と出会うような機会をもっともっと設けるとか、町内外問わずに様々な民間企業の人たちに来てもらって、仕事を伝えるというか、そういったものを盛り込む。

また、もう一つは、子供もそうです、大人だってそうです、得意・不得意があります。

体育が得意な子もいれば、文化系が得意な子もいて、逆もあったり、もっともっと違うもので飛び抜けてる子もいたりとかというところもあると思いますので、何かこう自分の得意なこととか、役割をもっと気づかせて、そういった方向の体験をさせてあげられるようにするとか。

あとは、時代に合わせて、子供たちがやりたいことに取り組めるような教育とか。

ここの二つ、私は美幌町にとってすごい魅力的かなと思っているのですけれども、冒頭話した社会教育。

この社会教育を単独でやるのではなくて、やはり社会教育と学校教育を融合させて応募をしていかないと、参加したいよという子供たちは体験できるプログラムはあるとは思いますが、そうではない子供たちにも、もっともっとそういった体験のプログラムを感じてもらえるようにする。

そして、あとはフリースクールとの共同。

学校に行けない子供が学校に戻るだけではないと思うのです、私は。

やはり子供の人生ですので。

私の話をさせてもらいますと、実は私も中学校3年生の1年間、不登校でした。

学校に行かなくて、当時、児童相談所にお世話になりました。

そのときは、私はいろいろと事情があって、1年間学校に行かなかったのですけれども、大きく言うと人間不信といいますか。

なので、学校に行かないと決めて、学校に行かなかったのです、私は。

勉強が得意だったかという得意ではないですが、でも、勉強がしなくて学校に行きたくないと言ったわけではなくて、反発精神というか、学校に行かないで自分のやりたいことをやってやろうみたいなのが多分どこかあったのだと思います。

そのときにも、アドバイザーの先生方に支えられて、勉強も教えてもらいながら、そのあと高校にも行き、大学にも行って、今仕事をさせてもらっているという状態なのです。

そのときにも、いろいろとこんなことをやってみたらどうかと言って始めたのが、実はテニスだったり。

そこでいろいろと価値観を広げること、今に生きていることはたくさんあります。

なので、行政とか教育機関だけでどうにかするのではなくて、そういった協働というのにも必要だし、民間のいろいろな経験をしている人たちの、話を伝える、体験を伝えるというのは、とても大切なのではないかと思うのです。

なので、そういった多種多様な子供たちを育てるような美幌町ならではの教育システム。

ごめんなさい、ちょっと長くなりましたが、こういったものの構築というのが、美幌町にとってはとても魅力な子供たちの教育になるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今、木村議員から、授業に参加できる子はあれだけれども、出てくれない子もというお話がありました。

実は、今年から社会教育の中期計画、新しい8次の計画を実行しているわけでありましてけれども、この策定段階の中でも委員さんから同じような意見がありました。

それを踏まえて、情報発信の仕方だとか、そのアプローチの仕方、ここはしっか

り工夫していきたいと思っております。

また、学社融合のお話がありました。

本町は古くから地域の子供は地域で育てるということで、事業を進めてまいっております。

その中で、例えば、学校教育の中で言えば、基幹産業が農業でありますので食育だとか。

美幌高校でつくった小麦を原料とした麺を給食で食べたりだとか、そのプレゼンテーションを美幌高校の高校生が小学校、中学校に行ってやっております。

さらには、先ほど1回目でもお話がありました自然や観光、環境、それぞれの中で、町内には本当に専門家だとか達人と言われる方がいらっしゃいますので、こういった方の御協力をいただきながら、社会教育と学校教育としっかり連携してまいりたいと思っております。

そういったことを通じて、社会で自立できる力を養うことが何よりも大事だと思っております。

その中で、子供たちが将来大きくなって美幌を離れたときも、僕の通っていた学校ではとか、僕のいた町ではとか、そういったことで自信を持って、誇りを持っていただけるような教育を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、教育長から御答弁いただきました。

私も当時、社会教育に中心に関わったときも、やはり同じような課題がありました。

どうやったら子供たちが来てくれるかというところですね。

多分それはずっと課題なのだろうと思えますし、アプローチをもっと強くしていきたいということで教育長からお話ありましたが、それもすごい大切なことだと思いま

す。

ただ、多分来られない子たちにアプローチを強くして知ってもらっても、来られない事情があるのだと思うのです。

様々な事情があると思います。

そういった中で、来られない子たちを来られないから仕方がないよねと取り残すのではなく、やはりどうやったらその来られない子たちにも、そういったものを体験してもらえるのかというところで、可能性を伸ばせるようにするかということで、美幌町でいくと義務教育の中でしっかり大人たちが子供たちにこういうことを学んでほしいとか、美幌の魅力を感じてほしいというところで、もっともっと盛り込めるのではないかなと思うのです。

この後も美幌高校の支援の話とかもさせてもらいますが、これは決して批判ではないです。

批判ではなく、考える機会として提案させていただくのですけれども、答弁でいろいろな支援の話とかも聞いていても、私は正直無機質な感じがするのです。

補助金を出すとか、スタディアプリというシステムを入れるとか。

そういうことも大事だと思うのですけれども、直接地元の人たちが関わって一緒にコミュニケーションをとりながら、地域の産業に、地域の人たちの生の声で教えてもらうとか、地域ぐるみで育てていくということが大事なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 学校教育と社会教育の関係でお話ありましたけれども、令和元年に各学校単位で学校運営協議会をつくっている状況でございます。

しかしながら、コロナ禍等々の事情によって、なかなか事業ができていないという状況もありますけれども、こういったことをしっかり活用して、今後美幌高校でもそういった学校運営協議会をつくるだとか、

そういった動きもあろうかと思ひますので、しっかり連携して、本当に地域の子供は地域で育てる。

これは、学校種に関係なく、幼稚園から高校を卒業して、社会教育の中で青年教育等もありますので、しっかり体系立てた取組をしてみたいと思ひております。

また、高校の支援の関係でありますけれども、今後決してお金を出して終わりとかなそんなことは思ひておりません。

具体的な例で言ひますと、魅力発信事業の補助金を出させていたひておりますけれども、この中では観光事業者さんと道外に行つてプロモーション活動されていひるだとか、民間の方々の力を借りながら子供たちの成長に大きく資していひるということ、学校からもお話をいたひております。

その辺はしっかりこれからもサポートしてみたいと思ひていひます。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村 利昭君） ごめんなさい。

本当に私の言ひ方も悪かつたかもしれないのですが、決してお金を出して終わりで、もうそれで支援しないよとかということではないです。

現状そういうことだということではなく、子供たちの支援という意味で、どうしてもその支援となると、経済支援に頭がいきがちといいひますか、そうではなくて、汗水流して一緒に何かするということが特に大事なのではないかといいひたいと、今のお話をさせていたひていただきました。

今、教育長からもコミスク、学校運営協議会のお話もありましたが、確かにコロナ等もありましてなかなか難しい時期だとも思ひます。

私の娘も学校に入学して小学1年生、運動会ができなくて、2年生からちょっと短縮の運動会ができるようになりましたが、やはり子供たちの1年は大人の1年よりも

すごい貴重だと思ひます。

なので、なかなか難しい時期といいひますか、時世だとは思ひますが、いかに子供たちにとってその地域の大人との触れ合いといいひますか、そういったところが大事なのかなというところをもう一度考えながら、スローガン、名実ともに地域の子供は地域で育てるを実践していけるような仕組みだけではなくて、動きというか、そういったものもつくつていけたらいいなというところで、お話をさせていたひていただきました。

次に、3番目の障がいを持つ子供が長く暮らせる体制づくりについて、質問させていたひていただきます。

現状、重度の障がいを持つ子供たちの支援というところですが、施設支援というところではいきますと美幌療育病院で入所のサービスがあります。

ただ、これが結構満床だつたり、あとは入れないというところと、通所を望む親御さんも多いと伺つております。

また、マイスペース美幌でも日中の一時預かり支援、俗に市町村サービスといいひますか、これはあるのですけれども、生活介護、国主体のサービスが美幌ではできてないということと伺つております。

こういったところの整備というの、美幌町単独だけではなかなか難しいとは思ひますが、このあたりの整備とか、体制というのは大事かと思ひますが、このあたり、お考えいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） おっしゃるとおり、様々な施設等々、十分必要だと認識していひるところではございひます。

必要である一方で、当然それらを整備する上では、財源の確保等々が必要になってくるという中で、まず、どの施設が1番必要なのかという選択といいひますか、その順番を定めた中で、整備していかなければならぬのではないのかと考へていひるところです。

また、施設ということと併せて、在宅での生活も大事なことではないかと考えています。

その中で、当然住みなれた地域で、尊重されて自分らしく暮らしていくということは、ほとんどの方がお子さんについても考えていることかと思えます。

ただ、そういったお子さんたちが安心して生活していく上で、1番重要なことにつきましては、地域がそういった障がいという言い方は余り好きではないのですけれども、住み続けるためには、いわゆるノーマライゼーションという理念を持った地域というか、基盤というか、土台が1番重要だと思えます。

その上で、各種サービスですとか、在宅サービスですとか、施設サービス、それらをどういう形で整備していくかということが重要かと思っています。

また、これら一行政機関だけでできることではなくて、地域という話をすれば、官民協働での動きというのも当然必要になってくるかと思えます。

誰が、どの程度で、どの範囲の支援をして、皆が人間らしく生活していくかということはどういうふう実践していくか、その原点に立ち返った形で、今後検証を進めていきたいと思っているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 部長の答弁にもありますように、何でもかんでもというところは難しいというのも重々承知しております。

やはり財源が課題になってくるということもあります。

それも重々承知した上での質問なのですが、現状、学校を卒業した後、美幌町では受入れできる施設がないということで、泣く泣く美幌町を離れなければならないという方々がいるというお話を私も伺っ

ております。

重度の障がいを持っていても、美幌町で暮らしながら生活サポートを受けられる体制が、私はある程度必要なのではないかと考える中で、今、部長から順番が大切だということでお話もありました。

そういった順番の部分だったりとか、美幌町の現状把握の中で、こういったものを今整えていかなければいけないとかが、もしあれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、障がいを持つ子供たちや成人に達する人たちの居場所づくりということでの質問だと思っております。

施設に留まる方、それから在宅という方法があると思えます。

そういう支援については、私もこの頃いろいろ考える中でいけば、結構障がいの部分、福祉に関しては、計画をいろいろつくった中で、それに沿っての進め方イコールそれが支援につながるというか、要は支援をしてもらえるというか、そういう流れになっていると思っております。

ただ、私どもとしては、できるだけ地域としてもしっかりと障がいを持った方々を理解する反面、また、障がいを持っている方々も自分たちがこういうことができるのだというアピールというか、知ってもらうことも必要なかと思っています。

その中で、例えばグループホーム。

従来は、人目のつかないようなところにつくったりしているものを、今回は新町につくって、皆さんが見ていただけること。

それから、通所施設というか、旧田島医院の施設を改修したことによって、皆さんがここでこういう人たちが出入りして、駅へ行って清掃をやったりとか、そういうことも必要だねということは、お話をさせていただいたりはしております。

私は、基本的には美幌に療育園が来たという一つの町民の方々の思いとしては、健

常者も障がいを持った方も一緒に住める町、やはりそれが当時の町民の思いだったと思うのです。

それをやはり継続する、それに対して行政として何をやる必要がある、それから、民間の人がこういう応援をしてほしいというようなことを具体的にしていかなければならないのかなと思っています。

今、その施設等の部分については、これをつくらなければいけないということはないのですけれども、よく言われるのは障がいを持った人たちが働く場所、どうしても清掃とか限られた部分が、一つの製造過程のものに関わるとか、そういうものがあつたらいいなということによく言われているところであります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私もびぼろにお世話になったりとか、本当に様々な面で、何というか、壁という言葉が合っているか分からないのですが、そういうのを感じることなく、それこそマルシェとかにもいつも来ていただいたりとか、私がスタッフをやっている時に関わったりというところもあるので、ふだんからそういう壁を設けないというところは、すごく大事だと思っています。

働き口の話とかももちろん大事だと思っています。

特に、重度でお仕事ができない、私も余り障がいという言葉は好きではないのですが、言っている表現の中で使わせていただきますけれども、重度の障がいを持っている方が、やはりその在宅ということ、特にまだお子さんでの重度の障がいということになると、両親が共働きしている中ではなかなか難しいというところも出てきますし、それだけで家庭の負担が増えてくるとかというところもあると思います。

もちろん在宅での介助というものも、基本は大事だと思っています。

ですが、やはりほかの施設でちょっと通所して、日中の間ちょっと支援をしてもらうとか、そういったところのサポートというのにも必要なのだらうと思います。

そういったところで病院施設がなければ、例えば定住自立圏の関係で北見に中核の部分で担ってもらうというところも出てくるとは思うのですが、そうなる通所の支援というところも出てくると思います。

そういった重度の方がこれからも長く美幌で住み続けていただく、そしてその御家族にも暮らしやすさを感じてもらい、美幌に住み続けていただくということが必要だと思うのですが、その辺りの支援に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） どこまでできるかというのが非常に難しいところだと思います。

そして、一つの事例を挙げさせていただきますと、重度のお子さんがいらっしゃって、私が教育長時代に施設に入られて、そこで生活したほうが成長していけますという思いではあったのですね。

でも、御両親がぜひ学校で学びたいと。

それで1年生から6年生までそこで学んだと。

私は感心したのは、施設に入るのもいいのですけれど、その中で子供の変化、本当に最初は何もできなかったことが、タブレットを持ったことによってタブレットに触れる。

それから、その子がいることによる学校での影響力。

要は、子供たちにとってみれば、障がいがある、なしとか余り関係ないとか、同じ人という中でみんなが応援してくれる。

そのことで、その子がすごい成長していたということを考えるときに、私はもし在宅でフォローできる体制がつけられるのであれば、それも一つとして経験上大事とい

うか、重要なことだと思います。

ただ、残念ながら中学校に対しては、そこまで今の教育の中で受入れないで、結果的には網走市にお願いして、そこまで送り届ける部分については、いろいろ教育委員会でも支援についても負担を軽減するというところで支援を始めましたけれども、そういうことも含めて可能であれば、そういう形はつくっていききたいという思いは自分の経験上強く思っております。

○5番（木村利昭君） ちょっと時間も迫ってきましたので、今の町長の可能な限り支援していきたいというその言葉を信じて、次にいききたいと思います。

最後、美幌高校の魅力化支援についてというところです。

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、大樹高校の取組を視察してきました。

教育長が直接私たちにいろいろとどういう取組をされているかということでお話をいただいて、もう本当に一つ、まず感心したのはすごい熱量でした。

すごい思いを持って、ただ淡々と説明するのではなくて、すごい思いを込めて説明いただいて、何かもうそれだけでこういうことだよなと感じたところが本当に率直な感想であります。

やはり三つ柱があるということで、おらが高校という意識を持つこと、それと、間口維持に関する思いを町全体で共有すること、あとは魅力ある大樹高校というものをつくるということで、この三つを柱にしながらいろいろとやられているということでお話を伺いました。

全部お話ししますと2時間ぐらいかかってしまい、全然時間が足りなくなりますので、その中からいろいろとお話させていただきますが、まず、美幌町でいう高校の間口対策協議会という同じような協議会が大樹高校にもあるのですが、驚いたのがその所管部局が美幌町でいう商工観光と政策

なのです。教育委員会ではないのです。

それはどうしてですかとお話をさせていただくと、やはり地元で育った高校の子供たちがこれから大人になっていく。これは、教育と経済は絶対切っても切れないのだと。

だから、教育としてとらえるのではなくて、町の宝、経済、福祉、全てにおいての宝であり、担い手なのだということでも取り組むためにも、町長がそういう方針を示されて、対策協議会の窓口を美幌町でいう商工観光、政策グループのような部署が担っているということでした。

そういった中の会議はどのような雰囲気なのですかとお話すると、今お話ししたように、やはり民間の方々も自分たちの会社に卒業した子たちが来てくれるかもしれない、そういう子が来てくれて一生懸命頑張ってくれることが、町の経済維持になるのだということで、とても活発的な議論をされていると。

なので、先ほどの話にもなるのですが、例えばこういうところどうしたらいいのだ、通学補助を出そうとかではなく、地域の人たちが直接関わって、いろいろなことを一緒にやるというところをすごい重要視されているということでお話しさせていただきました。

それを、ただ高校にそういうのをやると丸投げするのではなくて、そういった地域と高校をつなぐアドバイザーを置いていらっしゃる。

その方というのが、民間で地域おこし協力隊で来られた方だと。

この方が地域の企業だったり、事業者だったり高校教育を結んでいると。

地域コーディネーターという肩書でやられていらっしゃる方です。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらか

じめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） なので、そういった全てをまねするというにはならないのだと思うのですが、先ほどもお話ししたように、やはり10人子供がいたら10人なりの進路があって、やりたいことに気づけない子供たちもいる。

その気づくタイミングが少しでも早ければ、その子たちにとって花開くタイミングも早くなったりということも出てくると思います。

やはり高校に丸投げということではなくて、例えばそういった進路指導を中心にやってもらうような民間のアドバイザーの方を置いて、進路指導のサポートとか、あと企業との結びつきとか、高校1年生からもっともっと先生とだけではなくて、そのアドバイザーの人とかを交えて進路指導、進路の打合せをすとか、そういった対応とかというのを町で。

そこに、実際に興味のある業種の人たちを呼んで来て一緒に話をすとか、そういった機会をつくったりとか、そういう方を置くということができないのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今の大樹町のお話をいただいたところでございますが、実は美幌町も美幌高校の振興対策協議会がご

ざいます。

こちらは、JA、森林組合、会議所、そしてさらには高校の同窓会、教育文化講演会等、三つの団体がございますけれども、ここの役員さん、非常に経済界でも活躍されている方々でございます。

会議の中でよく話があるのは、議員おっしゃるように、例えば卒業生が自分たちの会社に就職してくれて、地元に残っているいろんな活動をすることでまた地域の活性化になると。

本当に人づくり、まちづくりの観点で議論いただいております。

この会議の中でも、そういったよその事例とかも紹介しながら、さらに議論を深めていければと思っております。

また、アドバイザーの関係でございますが、令和4年度から取り組んでいる事業としまして、民間のアドバイザーの方を講演会で活用していただいております。

この方につきましては、長年町内で高校教育に携わっていた方で、美幌高校でも校長の経験もございます。

さらに、そのあとは民間の教育研究機関にもいらっしゃいました。

今の美幌高校に、率直にどういったことが不足しているかだとか、どうしたら本当に美幌高校のよさを発信できるか等々について、今年7回予定しております。

学校の評議員会の中に参画していただいたりだとか、独自のPR活動も行っていく予定でございます。

これについては、当然教育委員会も一緒になって、そういった協議の場に入って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） そういったアドバイザーの方がいらっしゃるというのは、私も承知しております。

それで、私がお話しした中で、進路指導

のサポートとか、企業との結びつきの部分の支援というところでのアドバイザーということだったので、今、配置されているアドバイザーの方もそういったことを取り組んでいかれることというのもあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） そうですね。

生徒を募集するに当たって子供たち、そしてさらには保護者の方がやはり1番関心があるのは、出口の部分だということをお聞きしております。

そういったことから、進路の関係とか、あとさらにはこの3年間どう魅力的に、有意義に過ごしていけるかということも含めて、協議、アドバイスをいただく形になっております。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） たしか昨年だったと思うのですが、地域の企業の経営者とか、活躍している方を呼んで、講演とか、中学校でもやっていると思うのですが。

コロナ前ですか、企業の方たちにその職業の講話みたいなのを生徒の方々にやられたというようなお話を聞いたことがあります。

そういったことももちろんすごくいいことだと思いますし、何かただ話を聞くだけでなく、特別的にそういうふうにするのではなくて、ふだんから感じられるような。

今、笑顔プロジェクトと一緒に高校生の会社をつくって、すごくいい取組だと思ったのですが、ああいった取組に対して、もっともっと地域の人たちが関わって行って地域の会社を知るとか、企業の経営を知るとか、そういったこととかを身につけられるようなプログラムとかを入れていけたら、美幌町ならではの、美幌高校ならではの

の教育みたいになって、それもまた魅力になっていくのではないかと思います。

ほかにもいろいろと御紹介いただいた事例があるのですが、大樹高校のお話の中でもあったのが、中学校の先生方も、美幌町でいえば美幌高校に進学させたいと思える高校づくりが必要だとおっしゃっていました。

やはりほかの生徒の進路にもよるので、全てが全て地元の高校を進めるわけではなくて、その中でも地元の高校に行くことでこういうことを勉強できるのだと言って、その進路に、美幌町という美幌高校に進学させてあげたいと思うような高校づくりというのがすごい大事で、取り組んでいるということでおっしゃっていました。

なので、中学校の先生とか、そういったところも巻き込んだ学校づくりについての意見交換とか、そういった場というのでも必要なだろうと思うのですが、そういった機会というのは今どうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 先ほどのアドバイザーは、早速中学校と連携しながら、PRしたいという思いであります。

また、美幌高校、管内唯一の農業科を備えております。

普通科と農業科が併置校であるという強みを生かしながら、魅力づくりに努めていきたいという思いであります。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） たくさんの人を巻き込んで、本当にいろいろな巻き込む人を多くすることで、関わりを持つことで、その関わった人たちがそれぞれの場所で美幌高校のことを口にしてくれるということが大事なのではないかと思いますし、大樹高校の視察のときにもお話しされていました。

その中で、これはすごくいい取組だと思

ったのが、美幌でもこれからコロナが終息して、様々なイベントを行う機会が出てくると思うのですが、そういうときに高校生を、美幌町でいう美幌高校の生徒を呼んで、イベントに参加している人たちの前に立たせて、学校の取組とか、そういったことを話す機会というのをかなり設けているそうです。

そうすることで、町民の皆さんに生徒がどれだけ頑張っているか、どういう取組をしているのかということを知ってもらうことで、地域の人たちにも関わる機会を持つと。

おっしゃっていたのは、高校に関わる大人がいろいろなところに行ったときに、大樹高校の話もされると。

何かあるときの挨拶には大樹高校の話を入れてお話しされる。

こういったところで関わりを持つ、そして知ってもらう機会をつくるという機会を多くする。

それで、地域との関わりを増やしているということをおっしゃっていたのですが、そういうことというのは、実際に美幌でも今後できそうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 昨年から取り組んでおります地域みらい留学。

こちらのプロモーション動画が非常に美幌の自然だとか、高校の素材を生かしたつくりになっておりますので、こういったことを例えばスーパーマーケットだとか、町内のイベント等で美幌高校が度々出ていますので、そういったところで活用できないかという話は、高校ともしている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） やはり高校生が美幌町の中で、何かこう自分たちも美幌町の中で何かやっているというか、美幌町で活躍しているというか、町民の人たちと関わ

る機会を持って、例えばそういうところでプレゼンして人前に立つとか、町民の前に立つ達成感とか、そういったところを感じてもらおうというのもすごい大事なのかなと思います。

なので、なかなか授業のカリキュラムとかの関係もあるので、難しい部分もあるかと思うのですが、つくったすばらしい動画、それを私も見たいなと思いますし、それを流すというのもすごいことだと思うのですが、それだけじゃなくて、学生に来てもらう、生徒に来てもらって、直接生徒が町民の人たちと話すような、そういった機会もつくる必要があるといいのかなと思います。

本当にどれだけ地域をもっと巻き込めるかというところが、これからの高校づくりには大事なだろうと。

美幌高校の間口をなくさないようにしてくれとかといういろいろな声もありますが、そういうふうにおっしゃられる町民の皆さんをどんどん巻き込んで、言うだけで終わらないで一緒にやろうよというところが必要なだろうと思います。

最後に、大樹の教育長から紹介された言葉が、「どんな補助よりも学生が行ってよかったと言ってもらえる学校づくりが本当に大切である」と。

高校生たちが卒業した後に、町の人たちに大事に育ててもらったという言葉をお口にします。

そういう思いを生徒たちに持ってもらえるような、本当に地域ぐるみで育てていくという、一丸となってやっていくことが大事だと思うのですが、最後をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 本当に子供たちにとってみたら、この地域で大事に育ててもらったという思い、これが自己肯定感、自己有用感にもつながって、ひいてはその次の代にもつながっていければという思い

でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、5番木村利昭さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4時10分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員